

令和3年第3回岩泉町議会 定例会会議録目次

第1号（9月9日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	5
報告第1号～報告第4号の上程、報告	6
・報告第1号 町道唐地線橋梁新設工事の請負変更契約締結の専決処分について	
て	
・報告第2号 令和2年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について	
て	
・報告第3号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について	
て	
・報告第4号 令和2年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）	
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
・諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて	
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
・議案第8号 普通河川辺城子沢川河川改修工事の請負変更契約の締結に関し	

議決を求めることについて

議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1
・議案第 9 号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更 契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第 10 号及び議案第 1 号～議案第 7 号の上程、説明、委員会付託	1 3
・議案第 10 号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めること について	
・議案第 1 号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を 改正する条例について	
・議案第 2 号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例について	
・議案第 3 号 令和 3 年度岩泉町一般会計補正予算（第 5 号）	
・議案第 4 号 令和 3 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	
・議案第 5 号 令和 3 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	
・議案第 6 号 令和 3 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 1 号）	
・議案第 7 号 令和 3 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 1 号）	
認定第 1 号～認定第 8 号の上程、説明、委員会付託	1 6
・認定第 1 号 令和 2 年度岩泉町一般会計歳入歳出決算	
・認定第 2 号 令和 2 年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算	
・認定第 3 号 令和 2 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	
・認定第 4 号 令和 2 年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算	
・認定第 5 号 令和 2 年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算	
・認定第 6 号 令和 2 年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	
・認定第 7 号 令和 2 年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算	
・認定第 8 号 令和 2 年度岩泉町水道事業会計決算	
請願第 2 号の上程、説明、委員会付託	2 4
・請願第 2 号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2 0 2 2 年度政府予算に係る意見書採択の請願	
一般質問	2 4

4番 嶋山和英議員	24
8番 坂本 昇議員	37
3番 嶋山昌典議員	47
7番 林崎竟次郎議員	53
散会 の 宣 告	57

第 2 号 (9月10日)

出席議員	59
欠席議員	59
職務のため議場に出席した者の職・氏名	60
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	60
議事日程	61
開 議 の 宣 告	63
議事日程の報告	63
一般質問	63
5番 八重樫龍介議員	63
9番 早川ケン子議員	70
散会 の 宣 告	73

第 3 号 (9月13日)

出席議員	75
欠席議員	75
職務のため議場に出席した者の職・氏名	76
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	76
議事日程	77
開 議 の 宣 告	79
議事日程の報告	79
議案第10号及び議案第1号～議案第7号の委員長報告、質疑、討論、採決	79

- ・議案第 10 号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めること
について
- ・議案第 1 号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を
改正する条例について
- ・議案第 2 号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 3 号 令和 3 年度岩泉町一般会計補正予算（第 5 号）
- ・議案第 4 号 令和 3 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- ・議案第 5 号 令和 3 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- ・議案第 6 号 令和 3 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ・議案第 7 号 令和 3 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 1 号）

散 会 の 宣 告・・ 8 2

第 4 号（9月17日）

出席議員・・ 8 5

欠席議員・・ 8 5

職務のため議場に出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 6

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名・・・・・・・・ 8 6

議事日程・・ 8 7

開 議 の 宣 告・・ 8 9

議事日程の報告・・ 8 9

認定第 1 号～認定第 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決・・・・・・・・ 8 9

- ・認定第 1 号 令和 2 年度岩泉町一般会計歳入歳出決算
- ・認定第 2 号 令和 2 年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- ・認定第 3 号 令和 2 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- ・認定第 4 号 令和 2 年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算
- ・認定第 5 号 令和 2 年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算
- ・認定第 6 号 令和 2 年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- ・認定第 7 号 令和 2 年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算

<ul style="list-style-type: none"> ・認定第 8号 令和2年度岩泉町水道事業会計決算 	
請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	92
<ul style="list-style-type: none"> ・請願第 2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願 	
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第11号 学校林造成特別基本財産の処分に関し議決を求めることについて 	
発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
<ul style="list-style-type: none"> ・発議案第5号 岩泉町議会会議規則の一部を改正する規則について 	
発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
<ul style="list-style-type: none"> ・発議案第6号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを求める意見書（案）の提出について 	
発議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
<ul style="list-style-type: none"> ・発議案第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出について 	
発議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
<ul style="list-style-type: none"> ・発議案第8号 家畜診療に関する獣医師偏在の解消及び獣医療過疎地域における獣医療提供体制の整備を求める意見書（案）の提出について 	
閉会の宣告	102
署名	103

令和 3 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 号)						
招 集 年 月 日	令 和 3 年 8 月 2 6 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 3 年 9 月 9 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 3 年 9 月 9 日 午 後 2 時 2 3 分				
出席 及 び 欠 席 議 員 出席 1 4 人 欠 席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケ ン 子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三 田 地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	八 重 樫 龍 介	○	1 3	菊 地 弘 已	○
	6	三 田 地 久 志	○	1 4	野 舘 泰 喜	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 3 番	菊 地 弘 已	1 番	千 葉 泰 彦
	2 番	佐 藤 安 美		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	議 事 係 長	村 木 南 美
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職・氏 名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政策推進課長	佐々木 真
	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 久 人	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	三 上 義 重	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	三 上 訓 一
	上下水道課長	佐 藤 哲 也	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	佐々木 剛	代表監査委員	箱 石 憲 市
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和3年第3回岩泉町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年9月9日(木曜日)午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 町道唐地線橋梁新設工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第5 報告第2号 令和2年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第6 報告第3号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について

日程第7 報告第4号 令和2年度教育委員会事務点検評価報告書(主要施策の成果に関する報告書)

日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

日程第9 議案第8号 普通河川辺城子沢川河川改修工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第10 議案第9号 小本漁港地域水産物供給基盤整備(北防波堤)工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第11 議案第10号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて

日程第12 議案第1号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第2号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第3号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算(第5号)

日程第15 議案第4号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第16 議案第5号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号)

- 日程第17 議案第6号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第7号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 認定第1号 令和2年度岩泉町一般会計歳入歳出決算
- 日程第20 認定第2号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第21 認定第3号 令和2年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第22 認定第4号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第23 認定第5号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第24 認定第6号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第25 認定第7号 令和2年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算
- 日程第26 認定第8号 令和2年度岩泉町水道事業会計決算
- 日程第27 請願第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政
府予算に係る意見書採択の請願
- 日程第28 一般質問

散会の宣告

◎開会の宣告

○議長（野館泰喜君） ただいまから令和3年第3回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（野館泰喜君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（野館泰喜君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野館泰喜君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、13番、菊地弘巳さん、1番、千葉泰彦さん、2番、佐藤安美さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長（野館泰喜君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、9月6日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日から9月17日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月17日までの9日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（野館泰喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動及び宮古地区広域行政組合議会報告会に係る議決事件の概要報告は、お手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第1号～報告第4号の上程、報告

○議長（野館泰喜君） 日程第4、報告第1号から日程第7、報告第4号までの報告を行います。

報告第1号 町道唐地線橋梁新設工事の請負変更契約締結の専決処分についてから報告第4号令和2年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）まで順番に報告を求めます。

報告第1号から報告第3号は、三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 報告第1号 町道唐地線橋梁新設工事の請負変更契約締結の専決処分について。

町道唐地線橋梁新設工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月9日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。専決処分書。町道唐地線橋梁新設工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年8月17日、岩泉町長、中居健一。

- 1、工事名。町道唐地線橋梁新設工事。
- 2、工事場所。岩泉町釜津田字唐地地内。
- 3、契約金額。当初請負額9,108万円、変更請負額9,294万100円、変更による増額186万100円。
- 4、請負者。住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。
- 5、変更理由。除根処分等の数量変更による増。

次に、報告第2号 令和2年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について。

令和2年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告する。

1、健全化判断比率。比率名、令和2年度、早期健全化基準。実質赤字比率、「一」、14.46%。連結実質赤字比率、「一」、19.46%。実質公債費比率、13.8%、25.0%。将来負担比率、「一」、350.0%。備考、実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がない場合は、「一」を記載するものとする。

2、資金不足比率。会計名、令和2年度、経営健全化基準。水道事業会計、「一」、20.0%。観光事業特別会計、「一」、20.0%。公共下水道事業特別会計、「一」、20.0%。備考、資金不足額がない場合は、「一」を記載するものとする。

令和3年9月9日、岩泉町長、中居健一。

次に、報告第3号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について。

損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月9日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。専決処分書。損害賠償事件に係る被害者との和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年7月28日、岩泉町長、中居健一。

岩泉町小本字内の沢地内の2級町道小本茂師線において相手車両に損害を与えた事故について、相手方と和解し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償額。1万3,280円。

2、和解及び損害賠償の相手方。氏名、小成俊雄様でございます。

次のページに、参考資料といたしまして事故の概要をおつけしております。このたびは大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（野館泰喜君） 報告第4号は、佐々木教育次長お願いします。どうぞ。

〔教育次長 佐々木 剛君登壇〕

○教育次長（佐々木 剛君） 報告第4号 令和2年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定により、令和2年度教育委員会事務点検評価報告書を提出する。

令和3年9月9日、岩泉町教育委員会。

それでは、報告書の概要について説明をさせていただきます。2枚めくっていただきまして、報告書の目次を御覧ください。報告書の構成であります、「はじめに」の部分で4項目に、「点検評価結果」の部分で5項目に、合わせて9項目に区分してこの報告書を作成しております。

それでは、報告書の1ページ、はじめにを御覧ください。1の趣旨であります、この報告書の根拠となる地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされておりますことから、今回報告書を議会に提出しようとするものであります。

2、点検評価の対象ですが、令和2年度における教育委員会所管の主な施策、事業等となっております。

3、点検評価の方法ですが、施策、事業の進捗状況を確認して点検評価を行うとともに、併せて課題の分析及び今後の対応方法を示しております。

なお、点検評価に当たりましては、客観性を確保するため、教育に関して学識経験を有する外部の方を委員に委嘱し、8月23日に会議を開催して様々なご意見等を頂戴したところです。なお、委員には記載の3人の方をお願いしたところでございます。

次に、4、点検評価結果報告の構成ですが、(1)、点検評価の項目では点検評価の対象を御覧の①から⑤の5項目に区分し、点検評価を行ったところです。

次に、2ページを御覧ください。(2)の領域目標と(3)、現状と課題、目指す姿では、第7次岩泉町教育振興基本計画に基づいて定めました令和2年度岩泉町教育行政の運営に関する基本方針と重点施策で掲げた目標などを掲載し、(4)、取組項目と(5)、進捗状況・評価では実施した主な取組と進捗状況を記載し、事務局内の自己点検と自己評価を行っております。

(6)、現状値・最終目標値では、基本計画における現状値と最終目標値に加え、平成26年度、平成28年度、令和2年度の現状値を掲載しております。

(7)、主な事業実施状況では、令和2年度の主な事業名と実施内容、金額を掲載しております。

(8)、点検評価委員等からいただいた主な意見では、点検評価委員等からいただいた主な意見などを掲げ、(9)、今後の課題と対応方向では前述の意見等を踏まえ、今後の課題と対応方向を示しております。

本日は、時間の関係で詳細な説明は省略させていただきますが、内容をご確認いただき、後日開催される決算審査特別委員会でご質問等をいただければと考えております。

以上で報告第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） これで報告第1号から報告第4号までの4件全部の報告を終わります。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏名、木村一枝子。

令和3年9月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。人権擁護委員木村一枝子が、令和3年12月31日をもって任期満了となることに伴い、同人を再度候補者として推薦しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書をおつけしております。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（野館泰喜君） これから諮問第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから諮問第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は適任と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第9、議案第8号 普通河川辺城子沢川河川改修工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第8号 普通河川辺城子沢川河川改修工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

普通河川辺城子沢川河川改修工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名。普通河川辺城子沢川河川改修工事。

2、工事場所。岩泉町安家字松林地内。

3、契約金額。当初請負額1億450万円、変更請負額1億2,060万1,800円、変更による増額1,610万1,800円。

4、請負者。住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

令和3年9月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ブロック積み工の面積等の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものであ

る。

次のページの参考資料を御覧願います。工事概要でございますが、施工延長が196.6メートルに、ブロック積み工が551平方メートルにそれぞれ増加をし、転落防止柵工102メートル、給水管移設工及び伐採除根工それぞれ一式が増加になるものでございます。

工期の変更はございません。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） これから議案第8号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第10、議案第9号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第9号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処

分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名。小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事。

2、工事場所。岩泉町小本字小本地内。

3、契約金額。当初請負額1億9,910万円、変更請負額2億2,457万2,700円、変更による増額2,547万2,700円。

4、請負者。住所、久慈市新中の橋第4地割35番地の3。氏名、宮城建設株式会社、代表取締役社長、菅原博之。

令和3年9月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。消波ブロックの制作及び据付け数量の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。工事概要でございます。施工延長が22.9メートルから46.2メートルへ、消波ブロック50トン型製作が81個へ、同じく据付けを40トン型46個へ、50トン型を158個へ変更しようとするものであります。

工期の変更はございません。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） これから議案第9号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号及び議案第1号～議案第7号の上程、説明、委員会付託

○議長（野館泰喜君） 日程第11、議案第10号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについてから日程第18、議案第7号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）までの8件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第10号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて。

岩泉町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。令和3年度から令和7年度までを計画年次とする岩手県過疎地域持続的発展計画を策定しようとするものである。

次に、議案第1号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について。

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、同法に基づく固定資産税の課税免除を行うため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第2号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例について。

岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町小川診療所を開設するため、この条例を制定しようとするものである。

議案第3号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）。

令和3年度岩泉町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,041万

2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億8,625万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月9日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第4号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,750万円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,607万円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月9日提出、岩泉町長、中居健一。

議案第5号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,536万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,856万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月9日提出、岩泉町長、中居健一。

議案第6号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ198万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,621万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月9日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第7号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。一部内容を要約してご提案を申し上げます。

（総則）、第1条、令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）、第2条、令和3年度岩泉町水道事業会計予算書第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。（4）、主要な建設改良事業、水道施設改良事業、既決定予定額5億3,939万5,000円、補正予定額513万7,000円、計5億4,453万2,000円。

（収益的収入及び支出）、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、支出とも款のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益、既決定予定額3億9,598万2,000円、補正予定額322万7,000円、計3億9,920万9,000円。支出、第1款水道事業費用、4億7,580万2,000円、805万8,000円、4億8,386万円。

（資本的収入及び支出）、第4条、予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,518万7,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,129万6,000円、引継金5,389万1,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、既決定予定額6億5,497万2,000円、補正予定額532万7,000円、計6億6,029万9,000円。支出、第1款資本的支出、7億2,011万6,000円、537万円、7億2,548万6,000円。

（企業債）、第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。（起債の目的）、上水道事業、既決定予定額1億950万円、補正予定額マイナス5,190万円、計5,760万円。過疎対策事業、補正予定額5,720万円、計5,720万円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）、第6条、予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。（1）、職員給与費、既決定予定額5,128万4,000円、補正予定額マイナス94万6,000円、計5,033万8,000円。

（他会計からの補助金）、第7条、予算第9条を「5,965万4,000円」を「5,888万3,000円」に改める。

令和3年9月9日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第10号、議案第1号から議案第7号までの8件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、議案第1号から議案第7号までの8件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第1号～認定第8号の上程、説明、委員会付託

○議長（野館泰喜君） 日程第19、認定第1号 令和2年度岩泉町一般会計歳入歳出決算から日程第26、認定第8号 令和2年度岩泉町水道事業会計決算までの8件を一括議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） それでは、私のほうから順次ご提案を申し上げます。

まず、令和2年度岩泉町歳入歳出決算書2ページをお開き願います。認定第1号 令和2年度岩泉町一般会計歳入歳出決算書でございます。

次のページ、4ページをお開きください。歳入合計でございます。予算現額136億5,189万5,000円、調定額132億311万6,084円、収入済額131億8,141万1,721円、不納欠損額69万8,530円、収入未済額2,108万3,123円、予算現額と収入済額との比較マイナス4億7,048万3,279円でございます。

次に、歳出でございます。8ページをお開き願います。歳出合計136億5,189万5,000円、支出済額125億238万4,134円、翌年度繰越額5億8,120万3,000円、不用額5億6,830万7,866円、予算現額と支出済額との比較11億4,951万866円。

歳入歳出差引残額6億7,902万7,587円。

令和3年9月9日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、174ページをお開き願います。認定第2号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入

歳出決算書。

事業勘定の歳入合計でございます。予算現額12億874万円、調定額12億939万2,815円、収入済額11億9,875万3,249円、不納欠損額91万3,509円、収入未済額984万8,157円、予算現額と収入済額との比較マイナス998万6,751円。

次のページをお開き願います。事業勘定、歳出合計でございます。予算現額12億874万円、支出済額11億7,643万6,849円、翌年度繰越額はありません。不用額3,230万3,151円、予算現額と支出済額との比較3,230万3,151円。

歳入歳出差引残額2,231万6,400円。

令和3年9月9日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、202ページをお開き願います。診療施設勘定の歳入合計でございます。予算現額4,294万1,000円、調定額4,641万1,491円、収入済額4,641万1,491円、不納欠損額及び収入未済額はありません。予算現額と収入済額との比較347万491円。

次のページ、診療施設勘定の歳出合計でございます。予算現額4,294万1,000円、支出済額4,101万6,422円、翌年度繰越額はありません。不用額192万4,578円、予算現額と支出済額との比較192万4,578円。

歳入歳出差引残額539万5,069円。

令和3年9月9日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、218ページをお開き願います。認定第3号 令和2年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計でございます。予算現額1億2,364万2,000円、調定額1億2,435万2,244円、収入済額1億2,413万8,744円、不納欠損額はありません。収入未済額26万300円、予算現額と収入済額との比較49万6,744円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額1億2,364万2,000円、支出済額1億2,094万4,055円、翌年度繰越額はありません。不用額269万7,945円、予算現額と支出済額との比較269万7,945円。

歳入歳出差引残額319万4,689円。

令和3年9月9日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、232ページをお開き願います。認定第4号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出

決算書。

事業勘定、歳入合計でございます。予算現額16億1,795万6,000円、調定額16億1,085万6,881円、収入済額16億777万4,281円、不納欠損額45万3,740円、収入未済額270万7,000円、予算現額と収入済額との比較マイナス1,018万1,719円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額16億1,795万6,000円、支出済額15億5,441万3,019円、翌年度繰越額はありませぬ。不用額6,354万2,981円、予算現額と支出済額との比較6,354万2,981円。

歳入歳出差引残額5,336万1,262円。

令和3年9月9日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、258ページをお開き願います。サービス事業勘定、歳入合計でございます。予算現額850万4,000円、調定額849万7,710円、収入済額849万7,710円、不納欠損額及び収入未済額はありませぬ。予算現額と収入済額との比較マイナス6,290円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額850万4,000円、支出済額778万604円、翌年度繰越額はありませぬ。不用額72万3,396円、予算現額と支出済額との比較72万3,396円。

歳入歳出差引残額71万7,106円。

令和3年9月9日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、268ページをお開き願います。認定第5号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計でございます。予算現額1億9,684万9,000円、調定額2億118万8,223円、収入済額2億118万8,223円、不納欠損額及び収入未済額はありませぬ。予算現額と収入済額との比較433万9,223円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額1億9,684万9,000円、支出済額1億8,299万8,329円、翌年度繰越額はありませぬ。不用額1,385万671円、予算現額と支出済額との比較1,385万671円。

歳入歳出差引残額1,818万9,894円。

令和3年9月9日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、288ページをお開き願います。認定第6号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計であります。予算現額 2 億1,324万7,000円、調定額 1 億8,811万6,476円、収入済額 1 億8,677万6,156円、不納欠損額は38万2,500円、収入未済額95万7,820円、予算現額と収入済額との比較マイナス2,647万844円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額 2 億1,324万7,000円、支出済額 1 億7,617万8,211円、翌年度繰越額は2,872万6,000円、不用額834万2,789円、予算現額と支出済額との比較3,706万8,789円。

歳入歳出差引残額1,059万7,945円。

令和 3 年 9 月 9 日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、304ページをお開き願います。認定第 7 号 令和 2 年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計であります。予算現額800万円、調定額656万9,917円、収入済額656万9,917円、不納欠損額及び収入未済額はありません。予算現額と収入済額との比較マイナス143万83円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額800万円、支出済額655万7,815円、翌年度繰越額はありません。不用額144万2,185円、予算現額と支出済額との比較144万2,185円。

歳入歳出差引残額 1 万2,102円。

令和 3 年 9 月 9 日提出、岩泉町長、中居健一。

なお、この会計別決算書のほか、主要施策の成果に関する報告書及び決算附属資料を提出してございます。ご参照をいただきまして、ご審議をくださるようよろしくお願いをいたします。

最後に、令和 2 年度岩泉町水道事業会計決算書 2 ページをお開き願います。別つづりになってございます。認定第 8 号 令和 2 年度岩泉町水道事業会計決算報告書。

款ごとに合計額で申し上げます。(1)、収益的収入及び支出、収入、第 1 款水道事業収益、予算額合計 3 億7,862万7,000円、決算額 3 億8,118万2,610円、予算額に比べ決算額の増減255万5,610円。支出、第 1 款水道事業費用、予算額合計 4 億5,997万4,000円、決算額 4 億4,773万9,213円、地方公営企業法第26条第 2 項の規定による繰越額ははありません。不用額1,223万4,787円。

次のページ、4 ページを御覧願います。(2)、資本的収入及び支出、収入、第 1 款資本的収入、予算額合計 1 億6,832万8,000円、決算額 1 億6,007万1,502円、予算額に比べ決算額の増減マイナス825万6,498円。支出、第 1 款資本的支出、予算額合計 2 億4,105万円、決算額 2 億2,957万3,242円、翌年度繰越額ははありません。不用額1,147万6,758円。

令和3年9月9日提出、岩泉町長、中居健一。

なお、この決算書のほか、財務諸表をおつけしておりますので、ご参照の上、ご審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

○議長（野館泰喜君）　ここで箱石憲市代表監査委員から決算審査結果について報告を求めます。

箱石代表監査委員、どうぞ。

〔代表監査委員　箱石憲市君登壇〕

○代表監査委員（箱石憲市君）　監査委員の箱石憲市です。よろしくお願いいたします。

それでは、監査委員を代表いたしまして、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、令和2年度岩泉町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び定額の資金を運用するための基金の運用状況並びに水道事業会計の決算を審査しましたので、その概要を説明申し上げます。

初めに、岩泉町歳入歳出決算審査について説明いたしますので、令和2年度岩泉町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び定額の資金を運用するための基金の運用状況審査意見書を御覧ください。

審査意見書1ページをお開きください。令和2年度岩泉町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び定額の資金を運用するための基金の運用状況審査意見書。

第1、準拠基準。岩泉町監査基準。

第2、審査の概要。

1、審査の種類、地方自治法第233条第2項に基づく決算審査及び第241条第5項に基づく定額資金運用基金の審査。

2、審査の対象、(1)、令和2年度各会計歳入歳出決算、ア、岩泉町一般会計歳入歳出決算、イ、岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、ウ、岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、エ、岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算、オ、岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算、カ、岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、キ、岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算、(2)、令和2年度岩泉町財産に関する調書、(3)、令和2年度岩泉町定額の資金を運用するための基金の運用状況。

3、審査の着眼点。令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに附属書類について、関係法令に準拠して調製されているか、計数は正確か、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、

さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等を主眼とした。

4、審査の主な実施内容。各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、定額の資金を運用するための基金調書及びこれらに関する書類の試査（帳簿突合、計算突合、分析的手続）。

5、審査の実施場所及び期間。（1）、実施場所、監査委員室。（2）、実施期間、令和3年7月26日から令和3年8月24日まで。（3）、講評に対する弁明または見解の聴取、令和3年8月24日。

第3、審査の結果。

各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、定額の資金を運用するための基金調書については、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であると認められた。

財務に関する事務の執行、財産の管理等に関する事務については、おおむね適正であると認められた。

定額の資金を運用するための各基金の運用状況については、法令及び設置目的に沿って適正であると認められた。

第4、審査意見を申し上げます。

3ページをお開きいただき、後段を御覧ください。新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業等において、翌年度以降に繰り越した事業があるものの、全般的に事務事業がおおむね的確に執行されているものと認められる。

厳しい財政環境の中、実質公債費比率は上昇傾向にあるものの、町債現在高は減少し、主要基金の保有額も台風災害を受けた平成28年度の水準を超えており、堅実な財政運営は評価するところである。

今年度の決算状況は、おおむね良好であったが、今後の財政運営を展望すると、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う経済の悪化や少子高齢化、さらには生産人口の減少等による税収減や地方交付税の減少が懸念され、厳しい財政状況が続くものと予測される。将来にわたり安定した行政サービスを提供するための基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を堅持し、持続可能な行財政運営に努められたい。

結びに、岩泉町総合計画、岩泉町未来づくりプランに基づき、目指すべき将来像である「希望の大地から未来の花咲くいわいずみ」の実現に向け、着実に各種施策を実行し、本町の持続ある

発展に取り組まれるよう期待するものである。

以上、第1から第4までを説明いたしました。第5、第6、第7は、決算の概要等で審査意見書に記載のとおりです。

次に、水道事業会計決算審査について説明いたしますので、令和2年度岩泉町水道事業会計決算審査意見書1ページをお開きください。令和2年度岩泉町水道事業会計決算審査意見書。

第1、準拠基準。岩泉町監査基準。

第2、審査の概要。

1、審査の種類、地方公営企業法第30条第2項に基づく決算審査。

2、審査の対象、令和2年度岩泉町水道事業会計決算。

3、審査の着眼点。令和2年度水道事業会計決算報告書及び附属書類について、関係法令に準拠して調製されているか、計数は正確か、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか。さらに、適正かつ効率的に執行されているか等を主眼とした。

4、審査の主な実施内容。決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書が適正に作成されているかを会計帳票及び関係書類と照合するとともに、既に実施した監査及び例月出納検査の結果を併せて参照し、必要に応じて関係職員に説明及び資料の提出を求めて審査を実施した。

5、審査の実施場所及び期間。(1)、実施場所、監査委員室。(2)、実施期間、令和3年6月14日から令和3年7月6日まで。ただし、貯蔵品の実地棚卸しの立会いの手続は、令和3年4月1日に実施した。

第3、審査の結果。

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確で、当事業の当該年度の経営成績及び財務状態を適正に表示しているものと認められた。

第4、審査意見を申し上げます。

後段を御覧ください。人口減少等に伴い、料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う修繕や更新により、今後の経営環境はより厳しさを増すと考えられる。安全な水道水を安定して供給するために、経営の効率化と透明化を進め、一層の経営の健全化に努められたい。

水道は、重要なライフラインであり、日常生活を送る上で必要不可欠である。度々の災害発生時には、その重要性を改めて実感しているところである。

全国的に災害が頻発している。当町においても、東日本大震災、平成28年台風10号豪雨災害など、甚大な被害が発生している。非常時に備え、危機管理体制の整備と災害発生時の飲料水の供給や早急な施設の復旧などの対応に万全を期されたい。

第5、水道事業会計の決算の概要につきましては、審査意見書に記載のとおりです。

以上、2つの審査意見書の概要について説明を申し上げましたが、詳細につきましてはお配りしております審査意見書を御覧ください。

決算審査に当たりましては、議会選出の坂本昇監査委員とともに、審査意見につきましては合議の上決定したものであります。

以上をもちまして決算審査結果の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（野館泰喜君） これで監査委員の決算審査結果についての報告を終わります。

ここでコロナ対策のために換気……10分間の休憩をいたします。

休憩（午前11時10分）

再開（午前11時20分）

○議長（野館泰喜君） 休憩前に引き続き会議を行います。

お諮りします。日程第19、認定第1号から日程第26、認定第8号までの8件については、議長を除く全員の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、議長を除く全員の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。決算審査特別委員会の決算審査期間中、関係証拠書類等については税務出納課において閲覧できるよう当局に申し入れたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は当局に申し入れることに決定しました。

なお、当局関係者が議場にいらっしゃいますので、決算審査特別委員会の決算審査期間中、関

係証拠書類が閲覧できるよう申し入れいたします。

◎請願第2号の上程、説明、委員会付託

○議長（野館泰喜君） 日程第27、請願第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願を議題とします。

請願第2号の紹介議員の説明を求めます。

11番、合砂丈司さん、どうぞ。

〔11番 合砂丈司君登壇〕

○11番（合砂丈司君） 請願第2号。令和3年8月24日、岩泉町議会議長、野館泰喜殿。

義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願。

請願者、住所は記載のとおりです。氏名、岩手県教職員組合下閉伊支部、支部長、鈴木永輝。

紹介議員、岩泉町議会議員、合砂丈司。

請願の趣旨。子供たちの豊かな学びを保障し、教職員の長時間労働是正実現のため、計画的な教職員定数改善と義務教育国庫負担制度の負担割合を引き上げることを求める意見書提出を請願します。

理由については、記載のとおりです。

以上で終わります。

○議長（野館泰喜君） これで請願第2号の説明を終わります。

ただいま議題となっている請願は、会議規則第91条の規定によって、総務常任委員会に付託して会期中の審査といたします。

◎一般質問

○議長（野館泰喜君） 日程第28、これより一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4番、畠山和英さん、どうぞ。

〔4番 畠山和英君登壇〕

○4番（畠山和英君） 4番、畠山和英です。令和3年第3回岩泉町議会定例会に当たり、地域が

抱える課題の一端について一般質問を行います。

去る9月1日の岩手日報紙上に、「中居氏再選出馬へ」と町長選の報道がされました。町長の立候補への決断に敬意を表します。ご支援、バックアップしてまいりますので、町のため、町民のために頑張っていたいだきたいと思えます。

それでは、質問に入ります。平成28年8月30日の台風災害から5年余りがたちました。あの町内全域を襲った未曾有の大被害から立ち上がるべく、国、県はもとより、全国各地から応援をいただきながら、最優先課題として町を挙げて再建に取り組みました。暮らしの再建、なりわいの再生など、台風災害からの復旧・復興事業はおおむね完了したところであります。

次なるステージは、ポスト復興、いかにしてこの先の振興、発展を築いていくかに移ってきています。町の最重要課題は、被災前から続く問題でもありますが、少子・高齢化、人口減少、過疎の問題であります。

あたかも、今町では、新しく制定された国の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による新たな過疎対策に取り組んでいます。これまでの産業振興、雇用の確保等の定住施策に加えて、新法が求める理念や方向性として示す移住・定住、交流人口の拡大、人材育成など、その実現に向けて、住民らを巻き込んだ町当局の積極果敢な取組が期待されます。

このような町の中にあつて、人口減少、過疎化が著しく、地域社会の活動が縮小し、疲弊している大川地域の活性化に向けた課題、懸案事項を4点取り上げ、具体的にお伺いします。

最初は、大川七滝つり橋の整備についてであります。現在コロナ禍で休止、中止している事業はありますが、大川地域ではおおかわむら地域振興協議会などを中心に、大川七滝夏まつりなど、地域活性化イベントの開催、大自然ときこりの里おおかわ推進事業を計画し、里山体験、砂金掘り体験、ジビエを使ったマタギ料理講習会など、体験交流事業を展開しています。また、旅行会社等と連携し、里山砂金掘り体験ツアーや里山まき割り体験モニターツアーなどを実践しています。

大川七滝つり橋は、平成28年度に予算化され、整備する予定でありましたが、台風第10号の発災により凍結となって現在に至っています。町の台風災害の復旧・復興事業は、おおむね完了し、大川七滝つり橋もそろそろ整備する時期に来ています。ウィズコロナ、アフターコロナに備えて、今のうちに整備をし、準備しておくことも大事であります。

このつり橋は、美しい景観を形成し、山村、里山の体験交流事業を促進し、大川地域の活性化

を推進するシンボルとなる施設であります。大川七滝のつり橋の整備の方向性はどのようにお考えか、町長のご所見をお伺いします。

2点目は、薪資源利活用「薪ステーション」の推進についてであります。おおかわむら地域振興協議会では、旧大川中学校施設の一部を借りてまきステーション事業を実施しています。まきストーブの普及、まきを供給する体制を構築する計画で、本年度は里山体験モニターツアーにまき割りの体験等がメニューに組み入れ、実施しています。まだ実証段階ではありますが、今後町内外に販売を展開することとしています。

一方、町では、昨年度岩泉町地域薪資源利活用調査を実施しています。調査結果の報告書では、木質バイオマス活用の一つの柱として、木材収集ステーション木の駅を各地区に設置する構想が示されています。計画実施する内容は、地域振興協議会で進めているまきステーション計画とおおむね同じような事業と思われる。木の駅のモデル事業として、先行して大川地域に進めてはどうかと考えます。町が構想する木の駅は、今後どのように具現化し、展開するお考えをお伺いします。

3点目は、公営住宅の確保についてであります。地域の交流人口、関係人口を拡大し、移住・定住を促進するには、住む場所の確保が必要であります。移住を進めるにも、一旦は公営住宅など、住む家がなければなりません。

町営住宅の大川団地は、長屋形式の住宅1棟5戸で、災害工事関係者が入居していましたが、現在は空き室となっています。町では、現在入居募集はしておらず、今後解体処分をすると思いますが、その後の公営住宅の整備、確保はどのようにするお考えをお伺いします。

また、来春には、大川小学校、釜津田中学校が学校統合により閉校となります。教職員住宅は、大川小学校には4棟8戸、釜津田中学校には2棟3戸があります。これらの教職員住宅は、地域に住む人を増やすという観点に立って、用途変更をし、町民、移住者等の住宅として活用すべきと考えます。どのようにするお考えをお伺いします。

4点目は、「サンパワーおおかわ」への公衆トイレの設置についてであります。サンパワーおおかわの施設前は、バス停留所が設置され、宮古方面、岩泉方面、釜津田・唐地方面への乗り継ぎ場所として活用されています。しかしながら、この施設の箇所には、公衆トイレがなく、長い時間乗車するバス利用者などは、不便を来し、大変困っている状況にあります。

また、来春からは、学校統合により、釜津田の中学生は岩泉中学校への遠距離通学となり、ス

クールバスの休憩箇所として確保が求められます。

このように、住民が困っているサンパワーおおかわへの公衆便所の整備が求められています。町長のご見解をお伺いします。

また、本施設には、外から使えるトイレが消防屯所のところに設置してありますが、一般町民への開放はされていません。整備がされるまでの間、利用できるように対処できないものか併せてお伺いします。

以上、地域の実情をご理解いただきまして、希望と元気が出るような前向きなご答弁をお願いし、この場からの質問を終わります。よろしくどうぞお願いします。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁をお願いします。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） ４番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、大川七滝のつり橋の整備についてであります。平成25年9月、おおかわむら地域振興協議会から整備に係る要望を受けまして、平成27年から事業を取り進めてきたところであります。しかし、平成28年台風第10号豪雨災害によって甚大な被害を受けたことから、これら復旧・復興関連事業を最優先としてこれまで取り組んできたところであります。この間、町を取り巻く情勢は大きく変化をしておりますが、事業の経緯などを踏まえますと、地域が目指す交流人口拡大のための観光資源となり得る可能性がありますことから、再度整備規模や費用対効果等について、地域の皆様と協議をしながら検討をしてみたいと、このように考えております。

次に、薪資源利活用の「薪ステーション」の推進についてであります。町では昨年度地域木材の利用による温室効果ガス排出量の削減や地域の資源循環による持続可能な地域づくりを目標に、地域まき資源利活用の基礎調査の実施をし、エネルギー消費が大きな公共施設において木質バイオマスボイラーを導入した場合の諸課題について整理をしたところであります。

あわせて、木材の供給方法につきましても検討をいたしました。木材収集ステーション方式、いわゆる木の駅も案の一つに含まれております。他の案では、チップやまきによる木の駅を介して供給する方法や既存の木材工場から直接供給する方法なども想定をされているところであります。いずれの案も、利用者の事業経営に見合う単価で設定できるかが課題として挙げられておりますので、現在木質バイオマスボイラーの導入の検討と併せて、単価に合った木材の調達や供給ができないか調査の継続をしているところであります。

ご提言の大川地区において、地域の活性化を目的として地域振興協議会が事業化を目指しているまきステーションという新しいまき供給の仕組みづくりに鋭意努力されていることに対しては、改めて敬意を表したいと、このように思うところであります。

町といたしましては、森林経営管理制度の活用をしながら、手入れ不足となっている森林の整備と連動した仕組みづくりなど、連携できるものについては地域の皆様と協働をしながら推進をしてみたいと、このように考えております。

次に、町営住宅の確保についてであります。現在大川地区の町営住宅は4団地11戸となっております。このうち、ご質問の大川団地の1棟5戸につきましては、昭和54年の建築で、42年が経過をし、老朽化によって現状のままでは入居できないことから、解体の予定をしており、現時点におきましては新たな整備につきましては、計画予定をしていないところであります。

次に、大川小学校及び釜津田中学校の学校統合後の教職員住宅の活用についてであります。議員ご案内のとおり統合となります2校の教職員住宅は、木造の戸建て住宅7戸と鉄筋コンクリート造りの集合住宅4戸を合わせた11戸となっております。この住宅の活用に当たりましては、老朽の程度や耐用年数等の勘案をしながらの判断となりますが、活用が可能な住宅につきましては、町民の皆様や移住・定住者向けの住宅としての活用や公売などについて検討を進めていきたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、移住・定住を進める観点から、住宅の確保は大変重要でありますので、既存の町営住宅や教職員住宅、さらには空き家バンク登録住宅の利活用も含め、総合的に検討をしてみたいと考えております。

次に、「サンパワーおおかわ」の公衆トイレ設置についてであります。町民バスの利用者や遠距離通学などにおいてトイレの確保は必要であると、このように認識をしております。このような環境の中で、通学途中のトイレの確保につきましては、大川支所のトイレの利用など、今後地域の皆様とも意見交換をしながら対応をしてみたいと、このように考えております。

なお、サンパワーおおかわのバス停につきましては、消防屯所併設のトイレをバス利用者の皆様にご利用いただけるよう、関係者の皆様とも協議をしてみたいと、このように考えているところであります。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野館泰喜君） 4番、再質問はありませんか。4番、畠山和英さん、どうぞ。

○4番（畠山和英君） ご答弁ありがとうございます。やるかやらないか、ちょっと判断がつかないところもありましたが、全般的には前向きなお答えと受け止めました。確認する意味で、何点か再質問をさせていただきます。

まず、大川七滝のつり橋の整備についてであります。地域の皆様と協議をしながら検討していくと、進めていくとのご答弁でありました。今年度中に協議を進めるというふうに思いますけれども、これはいつから取り組むのか、まずはそれのお答えをお願いします。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 地域の皆様との協議につきましては、準備が整い次第行いたいというふうに思っております。被災しましても5年が経過したわけではございますけれども、その間地域の皆様との意見の交換、協議等がなかなか場を設けることができなかつたというふうなことでございますので、ぜひ近いうちに地域のほうに入りまして、この事業の部分、被災してから状況は変わりましたが、その整備の規模であったり、あとは交流事業も含まます整備後の活用方法、あとは交流イベント、今中止しておりますけれども、その辺の再開の状況、あとは維持管理等々の整備に向けた総合的な話合いの機会を設けていきたいなというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） ありがとうございます。近いうちにとのことのご答弁でありましたが、ここで、9月定例会で私がこれ取り上げるのは、大体新年度の予算に向けて何とか検討してもらえないかなと、そんなことの意味もあってこの場で、この9月定例会で取り上げています。そのことも考慮してお答えしていただければと思いますけれども、今後のスケジュール感はどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 関係者の方について、この協議のことをまだご相談していない状況もありますが、今議員からお話があった先を見据えた適切なタイミングで、これから大川支所のほうを窓口にしまして、関係する団体さんのほうと意見交換していきたいと思っております。いずれ要望が出されました当時は、都市住民との交流拡大で活気ある活動を展開していきたいというふうな地区の皆さんの志の高いご意見もいただいておりますので、それを踏まえながら協議の機会を設けて、意見交換していきたいなというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） それでは次に、この2点目のまき資源利活用と申しましょうか、まきステーションの推進についてであります。

これは、再質問もなかなか難しいのですが、ご答弁のように昨年度1,000万円弱、1,000万円ほどのお金をかけて委託して、これを調査しました。要は、2年度、昨年度の議会でも、これはやっぱりどう運用化、実現化するかという、そこの意見がいっぱい出たような気がします。そこで調査結果をして、委託して終わりではなく、これをやっぱり進めなければいけないと、そのように思います。

それで、町がまず昨年度実施したまき資源利活用の委託調査、先ほど質問で触れましたが、木の駅についてどのような内容というか、提案が出されて、事業化に向けどう展開しようとするお考えか、再度具体的にお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

昨年調査事業を実施したところでございますが、内容につきましてはご案内のとおり公共施設等ということで、ホテルの関係ですとか、社会教育施設ですとか、あるいは産業面ですと、いわゆる木の産業の関係になります。こちらのほうのエネルギー関係の収支状況について、業者さんのほうから報告、提案があったところです。その中で、先ほどの町長答弁にもありましたけれども、やはり木の価格が利用者側との差があるということが現状の課題になっておまして、では新たな次の展開ということになるのですけれども、現状でいいますとやはり木質バイオマスの資源は必ず使っていかなければならない、持続的に取り組んでいかなければならないということで、現在はきのこ産業の培養棟、こちらのほうで灯油の使用料も結構な金額になっておりますので、廃ほだの活用をしながら、それを熱源として培養にできないかという、ボイラーの事業者とともに現在研究しているところです。

その中で、実現可能性のあるシステム、仕組みが安易にできるというようなちょっと見込みも現時点ではございますが、あくまでも一つの手段ですけれども、こういった取組を一つ拠点としながら事業展開してまいりたいと。

一方で、大川地区で先行的に取り組まれているまきステーションにつきましては、事業者からは一つの手段としての提案でありましたけれども、大川の皆さんがやはり先を見据えた取組とい

うことで、町としてもそれにどのように支援できるかという観点で今考えているところです。先ほど町長のほうからも答弁があったところでございますが、森林経営管理制度、こちらのほうは森林環境譲与税のほうを活用できる事業でございますので、当課のほうといたしましては山ごと、山の部分の整備に対して、そういった財源を活用しながら、木材価格が少しでも安価に供給できないかとか、そういった観点を含めて地域の皆さんと今後検討していきたいなというように思っております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 後で聞こうとしたのもいっぱいご説明していただきました。ありがとうございます。この森林経営管理制度、これ今始まっている、始まっているというか、説明会あるいは説明して、申込みをしてもらっているわけですが、これはまだなかなか進まない、まずその状況と、そしてどの程度進んで、今ご答弁にあったこれと連携ができる段階までしからばいつているのかなとちょっと危惧しますけれども、いや、いっぱい出て大丈夫だよということであればいいわけでありますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

森林経営管理制度の今の状況でございますけれども、一昨年度大川地区で調査しました。昨年度におきましては、小本地区、今年度、2か年で実施してございます。大川地区につきましては、森林所有者の皆さんから意向調査等をいただいておりますので、その中で町に委託したいという希望者も相当数あった状況でございますので、こちらのほうの皆さんで委託をしたいという方との相談もしながら、地域のまきのほうの供給、あるいは間伐等、整備の部分に入りますので、地域で獣害の対策にもなれる部分でございますので、こちらのほうも見据えながら同時に進めていきたいなというように考えております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 結構申込みがあるということで、よかったなと思います。

それでは次に、先ほどもご答弁の中で触れてはいますけれども、木質バイオマスの活用の一つとして、きのこ産業の燃料等々の課題があるわけでありまして、あとはボイラー等も古くなっているというのはお聞きしております。そうしたときに、やっぱりこれは、単価とかいろいろあるかと思いますが、詰めて検討する価値はあるのかなと私も思います。

それで、実はちょっと時間があれですけども、令和2年に産業常任委員会で、久慈市の木質バイオマスを使ったキノコセンターへの熱エネルギーの供給と、それと夏はまた逆に今度は冷やした水を送るというシステムを見てきました。課題は、やっぱり事業をやるには、一番キノコ、菌床シイタケもこの熱エネルギー、これのコスト、これをみんないろいろ研究しているようでもあります。それで、このことも多分担当課課長は研究しているかと思しますので、それらも含めてこれ、そこはチップです。そして、チップは含水量がありますので、それをまた熱、暖めたので乾かすというふうに循環してやっているようでもありますけれども、廃ほだも含めてやっぱりそれも水をいかにして抜くかだと思いますが、チップでありますけれども、それらも含めて、もし課長がそれらについて研究、検討しているのがあれば、ここで答えしていただければなとも思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問ありましたチップを含めたバイオマスの関係でございますけれども、現在研究、検討している内容といたしましては、廃ほだをまず全量という形で考えております。補助燃料として、今はやはり灯油も必要なことはありますけれども、チップが町内の事業者さんも2社ございますので、そちらの活用につきましては、要するに廃ほだも水分が高いものを乾燥しながら燃焼をしていくという過程を踏みます。もちろんチップにつきましても、含水率がやや高めでございますので、熱効率を上げるためには含水率を下げる必要があるということで、今回の今検討、研究している設備につきましては、現状のままで乾燥をしながら、同時に燃焼するという簡易なシステムが業者さんのほうからも提案がありましたので、こちらのほうが現在きのこ産業で取り組んだ場合に、事業の効果が得られるかどうか、そういった点を、あとは設備の問題点等をちょっと検証しながら具体的に図っていき、それをチップのほうについても応用できないかという観点でも少し考えていきたいなというように思っております。

○議長（野館泰喜君） 4番議員に申し上げます。時間を気にしての議論とならないようにするために、ここで昼食の時間を、休憩を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○4番（畠山和英君） はい、ありがとうございます。

○議長（野館泰喜君） ここで昼食のため午後1時まで休憩いたしまして、午後1時から引き続き4番議員の再質問とさせていただきます。

休憩（午前11時58分）

再開（午後 1時00分）

○議長（野館泰喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

議場が暑くなってまいりましたので、上着を脱いで結構です。

これから休憩前に引き続き、日程第28、一般質問を再開します。

4番、畠山和英さん、再質問はありませんか。どうぞ。

○4番（畠山和英君） 木質バイオマスに関して、もう一点だけお願いします。

今岩泉町にはチップ工場があって、山がそのチップ工場で大体動いているわけでありますが、そうした中で今北上のハイテクペーパー等の関係で、コロナの関係でちょっと減産等があるわけです。そうしたときに、やっぱりそれ含めて木質バイオマスとして、町が将来含めて、現状も含めながら、せっかくこのまき資源利活用の調査、データ等を調査したわけですので、その先のチップから、余ることはまだないかとは思いますが、もし余るようであればチップのほうからそれ回してもらおうとか、単価の問題もあるかと思いますが、今のうちから準備して、何か起きたときに、今回のようなことが起きたときにやっぱりそれを、山を動かすような、そういうことも考えておいたほうがいいのかと思います。それについてはどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 既存のチップ工場2社には、多くの林業事業体の皆様が原木のほうを納品してございます。エネルギー利用がバイオマスの発電所のほうの関係での利用もどんどん進んでいくわけですが、町内におきましてもやはり地域内で経済を循環するという観点で、その木材を地域で使って消費していくという形は当然必要になってくるだろうと思っておりますので、既存の事業体の皆さんとも協力しながら計画のほうは考えていきたいなと思っております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） ありがとうございます。ぜひ研究、検討しておいてもらえればなと思います。

それでは、次の3点目の公営住宅について若干確認をさせていただきます。最初に、今公営住

宅大川にあるので、新たな整備の計画はしていないところでありますと、この理由は何ですか。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 新たな整備計画をしていない理由ということですが、大川地区には今回答弁しました1棟5戸のほか、3団地に6戸、町営住宅がございますけれども、こちらのほうが今全戸入っておりますけれども、特に大きく入居申込みがあるということではない状況から、現状の数で対応できるということから、整備計画は立てていないという状況でございます。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 対応がないから、準備して何かしても来ないと思いますし、それをお考えでしょうけれども、今回はもう新しく建てる時代ではないのかなとも、私もそう思います。今の理由はちょっと分かりませんが、当たっているかどうか。それで、今回は町営住宅、教職員住宅がいっぱい今度統合によって出ますので、これらに移住、定住含めて、町民含めて有効に活用していくという同じようなご答弁でありました。私から申し上げるまでもないのですが、一部使っていないところもあると思いますので、貸すときにはリフォームなんかやって、これを有効に使えるようにしたほうがいいかなと思います。今確認するまでもないかと思いますが、ご見解をお聞かせください。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 町長答弁でもありますとおり、既存の町営住宅、教職員住宅、さらに空き家バンク登録住宅の利活用を幅広く進めて取り組んでいくという答弁でございますので、あとその前段として教職員住宅につきましても老朽の程度等ございますので、お貸しする場合であっても必要な住宅改善といえますか、修理は必要な部分はしていかなければならないかなというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） ありがとうございます。

それで、住宅の最後のほうの答弁で、教職員住宅や公営住宅含めて、さらに空き家バンクの登録住宅の利活用含め検討してまいりたいというご答弁でありました。全くそのとおりだなと思います。

それで、少しそれるのではあります。空き家バンクの今いろいろやっているようであります

し、私もホームページ等を見ますといろいろ更新がされています。古い住宅いっぱい載っていますが、この更新で登録の状況、そして今までのこの空き家バンクの貸すとか、売ったとか、実績というか、その利活用の状況はどうなっていますか、お願いします。

○議長（野館泰喜君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 空き家バンクの登録状況ですけれども、この事業は平成29年度から始めております。約4年5か月という中ですけれども、これまでの登録件数は36件で、そのうち成約件数は24件、66%の成約率ということで非常に高い率ではないのかなというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） では、引き続きこの事業もどんどん広げて、移住、定住につなげていていただきたいなと思います。

それでは最後に、このサンパワーおおかわへの公衆トイレの件についてであります。この整備の必要性は、認識しておりますということでありました。この認識は、そのとおりのご答弁であります。この整備の方向性、整備についてはどのようにするつもりか、それについてお答えください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 大川地区のトイレの整備につきましては、現在、今議員のほうからのご質問にありましたバスの関係で言えば町民バスがございますので、それらの利用者の関係、それからスクールバス、こちらのほうが来年度4月からは釜津田中学校、それから大川小学校が岩泉のほうに統合になります。そのことによりまして、スクールバスの通学の時間が、唐地から来るお子さんもいるようですが、1時間以上かかると、そういった中で途中のトイレというものも必要ではないかと、こういったものがございます。

そういった中で、必要性といたしましては、喫緊にはこのスクールバス、やはりお子さんたちの部分については考えなければならないということで、この部分については統合の条件などでいろんな要望が出されているようでございますので、地区の皆様と早々にご協議をしながら、そして来年4月に向けまして、その辺の方向性は出していかなければならないと、そういった意味でこういったトイレの必要性という部分でございます。

以上です。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） ありがとうございます。その答弁の中で、大川支所のトイレの利用などありますが、これについては私どうなのかなと思っておりまして、県道から離れていますし、夜は宿直員はいますが、鍵をかけたりします。例えば岩泉地区の中心部の役場のトイレを使ってください、そこにありますからと、それではちょっと支所についてはどうなのかなと思います。そういうことのご答弁でありますので、これ以上は言いませんが、ちょっと全体的に検討する中でひとつこのことについての、今のことも含めながら検討していただきたいなと思います。これについてはいかがですか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 大川支所のトイレにつきましては、現状あるトイレとして、一般の方も使用できると。そしてあと、男女分かれて、あと中のほうも改修されて、きれいな状況であると、そういったところで既存のトイレとすれば活用はできるのではないかなというのが一つでございます。

あと、今後大川地区にありますトイレとして、七滝のほうにも公衆トイレがあったり、あと大川地区ではガソリンスタンドの県道向かいの神社のところに公衆トイレ、今は使用されていなくて、鍵がかかっている状況ではございますが、そういった既存のトイレもあると、こういった既存のトイレも利用できる部分は利用はできるのではないかなと。ただ、町民バスの利用者、それからスクールバスの利用者、あと一般の方の公衆トイレは、こういったのも含めましてやはりどこが適切な場所か、どういった使用方法にするかというのは、早々に地域のほうに入ってお話を伺いながら決めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 大川地域を全体的に見てやるということでありまして。公衆トイレ、いろいろな関係課があつて、所管があつて、私も相談にいろんな課に、部署に行きました。なかなか進みません。それで、今回は一般質問に取り上げました。ちょっと一般質問事項ではないのかもしれないのですけれども、あえて取り上げました。

それで、やっぱりトイレもこれは住民、町民にとりまして大事なことかなと思います。全町的に調査というか検討をして、やっぱりここは必要だとか、ここは要らないとか、それは研究して、

研究というか、やっていかなければならないのかなと思います。どこか担当を決めまして、そのことをお願いします。

すみません、もう時間なくなりましたので、消防屯所の隣のトイレ、外から使えるトイレ、サンパワーのところですか。これについては、洋式のトイレの改善とか、あとは分かるようにサインとか、そういうのはもう当然頭にあるかと思いますが、それらについてもちょっとご配慮をお願いしたいなと思います。

もう時間ありませんので、それで今回いろいろ質問事項で4点ほど取り上げました。これらが実現に向けまして達成がされるよう、これからも注視していきますし、見守っていくことを申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野館泰喜君） これで4番、畠山和英さんの質問を終わります。

8番、坂本昇さん、どうぞ。

〔8番 坂本 昇君登壇〕

○8番（坂本 昇君） 8番、坂本昇でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をはじめ、多岐にわたる諸課題に取り組んでいる中居町長、そして職員の皆様、関係各位の皆様に感謝を申し上げながら、次の点について質問いたします。

介護保険事業に係る町の取組・位置づけについて、町全体の総合力での対応をとということになります。

報道によりますと、新型コロナウイルス問題は、災害クラスの問題であると報じられております。私は、人口減少・過疎問題、そして介護保険事業もそれらに匹敵する将来を懸念される問題であると考えております。今回は、介護保険事業の件について質問を行います。

介護保険事業計画は、平成12年度に第1期計画が策定され、現在8期目の計画が遂行されております。この20年間を比較してみますと、介護保険料の基準額が当初2,900円から6,900円に、標準給付見込額が、3年総額の計算になりますが、約22億5,800万円が約45億500万円にというふうに異常に増額しております。いずれも介護保険事業計画を参照にしたものであります。

この増額率は、町内総生産や分配所得の伸び率と比較して、相当開きがあるものであります。基準額は、県において上位から2番目、給付見込額も相当に高い額となっております。

また、要支援者・要介護認定者の数は850人前後と高齢者人口の21%前後を推移し、認定率は盛岡市に次いで2番目に高い水準となっております。

町における介護の実態が大変厳しい状況にある中、まちづくり計画でも、過疎計画においても、その点に力を置いた具体的な施策が見当たりません。当然特効薬や抜本的対策が思いつくものではありませんが、介護保険事業計画を第1期から第8期まで検証するに、このまま手をこまねいて、第9期、第10期を迎えるわけにはいかないと思うのであります。

全国の動向を見ても、その傾向は顕著であれば、そうなればなるほど地方負担、国民負担、事業負担が増加傾向になってまいります。

令和2年度の決算において、要介護者の認定状況や傾向、介護給付の状況をどのように踏まえ、介護予防活動の効果をどのように捉えているのかお伺いします。あわせて、このような実態、局面を打破するためにどのように展開していくのか、その考えをお伺いします。

関連いたしまして、介護事業所では、介護士不足が問題となっております。前回の一般質問の答弁では、県の制度利用を見込んでいるとのことでしたが、確保の見込みがつかっているかどうか、加えてこれらの打開策として地域おこし協力隊との連携による人材確保を行うことができないかお考えをお伺いします。

さらに、介護予防について、成人・高齢者になってからの教育・指導となれば、習慣改善が難しく、幼児・学童時から、低年齢層からの習慣化が肝要かと思えます。学校保健における生活習慣病予防検診等の実施報告を見ても、総コレステロール所見者が小学校で約26%、肥満度は15.5%と記載されておりますが、この数値がどれくらいの心配に値するのか、安心できるものなのか、また改善に向けどのような措置が必要なのか明示がありません。介護予防事業の原点も教育にあると言っても過言ではないと思えますが、教育長のご見解をお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁をお願いします。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 8番、坂本昇議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、要介護者の認定状況やその傾向についてであります。町におきましては令和2年度末の65歳以上の高齢者3,916人のうち837人が認定を受けており、そのうち80歳以上の方が658人と全体のおよそ8割を占めております。

介護給付費につきましては、前年度に比べ、訪問介護や通所介護などの在宅系サービス給付費が減少をしましたが、入所・入居系サービス給付費は増加をしている状況にあります。

このような状況を踏まえ、いきいき百歳体操などの介護予防活動において、毎年体力測定によりその効果の検証をしております。令和2年度に76人の体力測定を行ったところ、維持・向上が56人という結果が出ており、5年以上活動に参加された方々の中には、90歳を超えてもなお体力を維持されている方々もおられ、まさに「継続は力なり」の実践をいただいているところがあります。

また、本年度からは、介護予防活動への参加者をさらに増やすために、65歳以上を対象に健幸アップポイント事業を始めております。8月31日時点で35団体の皆様から、介護予防や健康づくり活動に取り組んでいただいております。この事業を機に活動をしたいとの問合せもありますことから、引き続き介護予防活動の普及啓発に努めてまいります。

さらに、若いうちからの健康づくりが将来の介護予防につながりますことから、対象年齢の拡大に取り組むとともに、就労世代の健康づくりを担う事業所や国保・後期高齢者医療とも連携を図りながら、町民の皆様が一体的に健康づくりに取り組めるよう、組織体制の見直しの検討をしております。

次に、介護事業所の介護士不足についてであります。今後全国的に要介護者の増加が見込まれ、町といたしましても介護従事者の確保は喫緊の課題であると考えております。介護人材を確保するための県の介護福祉士等修学資金貸付制度がありますことから、本町といたしましても積極的に制度の周知を図りながら、人材の確保につなげてまいりたいと考えております。

議員ご提言の地域おこし協力隊との連携ではありますが、他自治体では介護に関する資格をお持ちの方を介護事業所などが受け入れる事例もありますことから、協力隊として来ていただけるよう、積極的に活用を進めてまいります。

今後におきましても、介護が必要な方が安心して介護サービスを受けることができるよう、人材の育成などの環境整備に取り組んでまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

なお、幼児・学童時の介護予防の習慣化につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野館泰喜君） 三上教育長、答弁。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 幼児・学童児からの介護予防の習慣化についてご答弁を申し上げます。

まず、生活習慣病予防検診の令和2年度の結果についてであります。調査対象となっております小学校4年生について申し上げますと、総コレステロールの有所見者は、学年全体の25.9%という状況になっておりまして、県平均と比べて0.3ポイント下回っているというような状況でございます。

一方、肥満傾向児の出現率は、小学校1年生と小学校4年生を除く全ての学年で県平均を上回っておりまして、このことは将来的な健康リスクにつながる可能性もあることから、教育委員会といたしましても大きな課題であると認識をしております。

このことから、学校の長期休業後に児童生徒の体重が増加する傾向にあることを踏まえて、長期休業前に養護教諭による保護者面談の実施をしているほか、生活習慣病の正しい知識を身につけさせることを目的にして、県予防医学協会の保健師による学校での健康教育講演と個別指導、さらには栄養教諭による食育指導などを行っているところでございます。その結果、経年で見た場合の本町における肥満度は減少傾向にあり、一定の成果が現れているものと認識をしております。

これに加えて、1日60分以上の運動習慣を形成することを目的とする県教育委員会の元気・体力アップ60（ろくまる）運動への取組などにより、望ましい食習慣や基本的な生活習慣も身につけることができるように、今後も継続した取組を実施してまいりたいと考えております。

なお、介護予防事業の原点も教育にあるとの考え方は、私も議員の考えと同様でありますことから、今後におきましても児童生徒が将来の生活習慣病の予備群とならないよう、学校と家庭が連携する取組を進める中で、心身ともに健康で、たくましく生き抜く力を持つ児童生徒の育成に努めてまいりたいと、そのように存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（野館泰喜君） 8番、再質問はありませんか。8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） ありがとうございます。一つ、介護保険事業がとて今後町の課題として大きく財政負担になっていくというふうなことを、共通認識に立っておられるとは思いますが、改めて20年たったことによって再認識をしたいというところから質問をさせていただいております。

そこで、第1点目ですが、担当課だけではなかなか町の全体での取組というふうになりづらいところもあるというふうなことから、まちづくり計画、それから過疎計画の中に位置づけている

政策の担当の中の、どうしてもリーダーシップも必要になるかと思いますが、その点についてのお考えをお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員からございました介護の関係でございますが、これもやはり議員の先ほどのようなご意見、ご提言の中にもございましたように、総合力という言葉がございました。まさにそのとおりで、担当課一つで解決できるものでもなくて、先ほどのように教育委員会の教育の分野もございます。まちづくりプラン、未来づくりプランのほうでは、「生きがいの花」ということで、このイの一番に「町民が健やかに生活していくことができる健康・保健・医療の充実」、これをうたっております。ですので、こういった分野については、力を入れていくべき分野だと感じております。

介護の分野についても、この介護保険料の適切な運用というのはございますが、そこにはいろんな分野の健康づくりであるとか、小さい頃からの取組であるとか、様々そういったのがあると思いますので、これは今後も重要な課題として取り組むべきものでありますし、いつときに起爆剤として何か一瞬でよくなるというものでもないと思いますので、一步一步やっていくというような形かと思っておりました。

以上でございます。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） ありがとうございます。いずれ今お話しのように、一朝一夕ではできないこともありますし、長い歴史の中で、当面の間は介護保険事業なり保険料が下がっていくという見通しは私も判断できないところだなと思っていました。

そこで、担当課のほうにお伺いしますが、この介護保険会計の予算というのが16億円から17億円なわけです。私が見てみますと、今年のコロナの定額給付費と、それからコロナの経済対策費を足した予算が15億円行っていないというふうなことを想定すると、この介護保険事業は毎年コロナ的な大きな事業が連続して続いているというふうに捉えざるを得ないけれども、高齢化社会ですから、けれどもあらがえないというところがあるところに、今後、今言った抜本的な対策はないにしても、担当課として捉えて、この点で17億円は16億円に、例えば介護で寝たきりになると思われるところを1か月も、もしくは半年、1年も遅れさせながら、元気な町民づくりにというところをしなければならぬかと思うのですが、その点についてのお考えをお願いします。

○議長（野館泰喜君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、町民の皆様方が健康に過ごしていただくことは大変重要なことであります。そのこともあり、よく百歳体操のお話をさせていただくところではあるのですが、百歳体操を平成28年から導入しております。その後少しずつ育てていって、町長から答弁申し上げたとおり35団体ですか、の登録があるわけですが、そういった取組を続けていくことによって、町民の健康をつくっていただきたいわけですが、何よりも今の取組は我々が関与しなくても、それぞれの団体が独自に健康づくりをしているというところが大きいところだと思います。こういった団体を少しずつ、少しずつ増やしていって、町民の健康につなげてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） そのように、何とか行政とか、その他の方々が関わることなく、健康づくりを自分で、自分のことは自分でやれるような町にしていけば、こういう予算の縮小にもなったり、本人が何よりもとても老後が快適に過ごせるものにつながっていくと思いますので、その点については力を入れていただきたいと思っていました。

残念ながら受診率を見ても、まだ健康に自信があるのか、どうしても去年はコロナの関係でちょっと受診率も下がっているというふうなことがあります。課長がお話のように、町の人が自分のことは自分でやれるというふうなところの見通しをつくる手だてというか、よって町民の方々を放してもいいというふうになるように、なかなか難しいとは思いますが、そういうふうな部分でのいきいき百歳体操も、健康老人とみなされる人が3,000人いますよね。3,900人が65歳以上だけれども、850人が要介護、要支援だとなると約3,000人の人が健常だということと見受けられますけれども、測定しているのが76人となると、まだまだ隠れている方々もおられると思いますので、ここら辺の百歳体操、それから健幸アップポイント事業の35団体、これを何らかの形でもうちょっとネットワークを張る必要があるかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えする前に、先ほど私が申し上げた数字に誤りがありましたので、早速訂正させていただきます。百歳体操、35団体と申し上げましたが、24団体の誤りでしたので、

大変申し訳ございません。

それで、この先の展開といいますか、そういったことの質問というふうに捉えましたが、議員も今お話しされたとおり、健幸アップポイント事業というものを始めております。これは、例えば健診に参加すれば何ポイント、百歳体操に参加すれば何ポイント、そのほかの健康づくり団体が行う事業に参加すれば何ポイントというようなことで、それを積み上げていただいて、商品券と交換するというようなものでございますけれども、ちょっと言葉は悪いですが、いわゆるニンジン的なところがありますけれども、こういったものをきっかけに広く町民の皆様方に参加していただけるように仕向けて、そういったことで健康づくりを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（野館泰喜君） ちょっとすみません、山岸町民課長、一括答弁の中で、35団体の皆様から予防活動等に取り組んでいただいているという答弁がありました。そして、今百歳体操は24団体ということですが、残りの11団体というのは何を取り組んでいるのですか、そこが曖昧になっております。山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） 大変申し訳ございません。その差の11団体でございますけれども、百歳体操とは別に、社会教育団体等で独自に軽スポーツであるとか、そういったものに取り組む団体がございます。そういったところについても、参加した場合にはポイントを付与しておりますので、その11団体はそういった団体になりますので、補足させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） こうして議会での担当課との質問のやり取りをしながら、健康というのはもう当たり前のことなのだというふうなのが町民の方に普及するのが一番いいかなと思ったりしながら、何点かの質問をさせていただいているのはご理解をいただきたいと思っております。

次に、介護士の問題でございますが、私でも見てみると介護士の専門学校があったとしても、なかなか介護士の専門学校も定員に満たないというぐらい厳しい実態にあるようです。それで、町として手伝える分とすれば、私が思うには介護専門学校に行った人を研修の実習生として受け入れたときに、学校側が町に負担金を払わなければならないというふうなことも聞いたことがあるのですが、そういうふうなのを何とか免除して、受け入れて、岩泉町のよさをインターンシップのように分かってもらったり、また受け入れて来るときには住む場所を、こういうふうなのを

確保していただきながら、民間事業への実習を快適にさせていただくと、岩泉町に次は住み着くというふうにして手順を踏んでもらったらどうかとは思いますが、そういうお考えはありますか。

○議長（野館泰喜君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まず、専門学校等の実習の関係でございますけれども、正直なところ今までそういった声かけをしたことはございませんでした。そういった方法もあろうかと思えます。ちょっとそこについては、検討させていただきたいというふうに思えます。

また、住む場所の問題ですけれども、町民課とすれば例えば介護士専用の住宅というのはあれば非常にうれしいわけですが、町の現実的な問題としまして、例えば保育士であるとか、看護師であるとかも同様の状況にあると認識しております。あと、それ以外の産業に従事する方々も、もしかすれば同様の状況にあるのかなという部分もございますので、広く検討はしなければならぬとは思いますが、ちょっと検討してみたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） そこで、その資格のある人を誘致するというのも一つですが、なかなか難しいと、そうなれば働きながら、その事業所で資格のない人を雇い入れて、そしてそこで2年、3年たてば資格を得られるのだというふうなことの支援をしてやったら、岩泉町に介護士の資格が増えるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まず、働きながら資格を得るというのは可能な話になります。働きながらの場合は、3年間の期間があった後に国の試験を受けられるようであり、専門学校の場合は2年間の修学の後に国家試験を受けられるというふうに認識しております。その方々の就職といいますか、そういったような援助のところですが、すぐに形にできるかどうかまでは答弁現段階ではなかなかしにくいところではございますけれども、検討だけはさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 現実問題として、現在例えば介護士をちょっと多く必要とする、例えば百楽苑とか、ふれんどりー岩泉というふうなところ、こういうふうなところでは自分たちの会社で、独自の施策で来てくださると、そうしたら会社で育てて、その分の支援金は事業所のほうで持ちますよというふうな手だてを取っているところは今はないものでしょうか、いかがですか。

○議長（野館泰喜君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

ごくごく最近の話になりますけれども、町内の介護事業所で独自の奨学金を始めるというお話は、昨日になりますけれども、具体的に言いますと、そういった話が新たに入ってきているところですので、町としてもちょっと注目して見ていきたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） そういうところはアンテナを高くして、今言った介護士だけではなくて、保育士でも、岩泉町にとっていろんな資格を要する人たちの養成は、どの部門でも重要かと思えますので、ぜひ対応をしていただければというふうに思います。

それから次に、教育委員会の関係になりますが、コレステロールが平均値で26%というのが県の平均より少ない、25%ということになると4人に1人なわけですが、26%でも県の平均以下となると、ちょっと心配なところがありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） 教育委員会といたしましては、この数字でしか今捉えておりませんが、実際にこの健診を受けて、病院受診が必要だという方が出てくれば、その方は病院につながるというふうな取組をしているということで、この数字が高いかというあたりはなかなか分析が難しいかなと思っております。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） その対策、それから肥満対策も含めて、60（ろくまる）運動というか、運動をする習慣を身につけさせたいとなっています。それで、なかなか一般の人が学校施設を使うとか、許可が必要なところに行って遊ぶとかということになると、手続上もちょっと何点か経なければならぬ部分があるのですが、身近なところに、遊具は別にしても、せめて芝生ぐらいを張りつけてもらって、自分たちが遊ぶときにはボールを持って行って、少し健康増進をしてくださいというふうな場所の設置というのは、教育委員会になるのか、政策になるのか分かりません

が、そういう計画はありませんか。この子供たちの運動、60（ろくまる）運動に関連してお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） 現在のところは、教育委員会としてはそういう計画はないのですが、この60（ろくまる）運動というのは、まず毎日の生活の中で1日60分以上運動をする習慣をつけるということで、これについては全学校で取り組んでおります。これは、県の教育委員会の事業でもありまして、全県で取り組んでいるということで、これはやはり肥満に関しては岩泉町だけの問題ではなく、岩手県全体が肥満の子が多いというふうな状況にもなっておりますので、県でも取り組んでいるということでございます。

です。町といたしましても、この運動習慣身につけるとするのは、なかなか子供だけで、実際は子供が取り組むのですけれども、やはり家庭も一緒になって、そういう運動が大事なのだよというあたりも家庭でも話題にしてもらいながら、また各学校でまなびフェストということで、学校で取り組むこと、それから家庭で取り組むことというような目標も定めまして取り組んでおりますので、引き続きこれは続けていきたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） ぜひ今のようなお話で、答弁にもありましたように、学校、家庭というふうなことで、教育委員会では家庭教育学級というのでも推進しながら、とてもいい取組をされていると思います。たまたまコロナの関係で、率先しては現在進められない、進めるのがしづらい状況だと思っておりますが、これについてはまたコロナの終息を見ながらぜひ取り組んでいただければと思いますので、意見とさせていただきます。

最後になりますが、答弁でいただきましたこの介護保険事業を取り進めるためには、組織の強化というか、やっぱり1課だけでは駄目なので、組織の強化、全庁化にするというふうなことも含まれるご答弁かと思いますが、この組織の見直し、強化ということについて、現時点でお話ができる部分がありましたらお答えをお願いします。

○議長（野館泰喜君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 今私どものほうで次年度に向けまして、いろいろ昨年度の行政改革大綱に基づきまして業務の見直し等々をしている部分もございますけれども、その中で例えば現在健康づくりは保健サイド、あるいは高齢者介護については町民サイドといったように、一定の年

齢で2つの課で対応をしているというような現状もございます。介護給付費が上昇にあるという議員からのご指摘もいただいているわけでございますけれども、これはもうやはり妊婦さんから高齢者、最後まで、例えば一体で町のほうで向かってご支援、あるいはご協力、一緒に健康増進を図っていくというような考え方もあろうかというふうに思っておりますので、そういった妊婦から子供、そして成人、高齢者までという一連の流れを一体的に提供できるような体制というものも今考えたいと思っているところでございます。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） ありがとうございます。いずれ今のご答弁をお伺いしながら、町でも、また教育委員会でも、それから課を超えた施策的な部分につきましても、介護保険事業というのを全体で取り組んでいただけるというのはもう強く感じられましたので、何とか機会あるごとにこの問題は意見交換をなされたり、よりよい案がありましたら取り入れていただきながら、町民の健康増進のためにぜひ邁進していただきたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（野館泰喜君） これで8番、坂本昇さんの質問を終わります。

3番、畠山昌典さん、どうぞ。

〔3番 畠山昌典君登壇〕

○3番（畠山昌典君） 3番、畠山昌典です。通告に基づきまして一般質問を行います。

長引くコロナ禍の中、町長をはじめ職員の皆様におかれましては、引き続きその感染予防対策や経済支援対策など、様々な対応に取り組まれていることに感謝しております。また、ワクチン接種においては、集団接種を実施し、町民の大多数が2回目の接種を終えており、対応の速さにも感謝しながら質問をさせていただきます。

岩手県内においても、新規感染者が増加している中、県では先月23日、国に対し、まん延防止等重点措置の適用を要請しましたが、今回の適用は見送られました。これを受け県では、既に出していた独自の緊急事態宣言を改定し、盛岡市の飲食店等に対し、時短営業を要請し、要請に応じた店舗に協力金を支給することを決めました。感染拡大が著しい点と、過去に同市の飲食店起点のクラスターが相次いだ点を踏まえての対応としています。

しかしながら、感染拡大やクラスターが発生していない当町においても、全国的に感染拡大し、各地に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出され、外出、外食を控える方が大勢を占めています。

また、県のいわて旅応援プロジェクトの停止により、宿泊施設へのキャンセルが相次いでおり、宿泊・飲食店では厳しい状況が続いています。

さきに述べましたが、町では今までも宿泊・飲食店のみならず、様々な業種に対し、経済支援対策を講じてきました。しかし、収まるどころか拡大しているコロナ禍において、さらに厳しい状況に追い込まれている店舗に対し、これまでの支援にプラスして、何らかの支援が必要な時期に来ていると思われます。町長の所見を伺います。

また、これに関連し、さきの臨時会において飲食店等感染症予防対策事業として、県の認証制度の基準に適合する対策経費の補助を決めました。町内飲食店等が実施している対策の進捗状況も併せて伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁をお願いします。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 3番、島山昌典議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、まさに議員ご案内のとおり、全国的な感染拡大により、長期化が顕著になってきております。

また、緊急事態宣言などによる不要不急の外出自粛により、宿泊事業者や飲食店などが大きな打撃を受けているところでもあります。

町といたしましては、これまで町民の皆様の感染拡大防止対策及びワクチン接種などで、2億2,000万円、経済対策などで3億9,000万円の投入をしながら対応をしてきたところであります。

また、感染症のさらなる長期化も想定されますことから、県との一体的な経済支援策に加え、町単独での支援策など、町内の経済状況等の把握に努めながら、今後におきましても関係機関、各団体などともさらに連携をしながら、事業者の下支えができるよう対策を講じる考えであります。

また、支援策の財源確保に向けても、必要に応じて国や県に要請をしまいたいと、このように考えております。

次に、県の認証制度の取得を促進する町の事業であります。認証取得のため、事業者が実施した感染対策に係る費用の一部、最大10万円を認証の可否にかかわらず支援をし、事業者の負担軽減を図っているところであります。8月末現在の状況でありますが、町内飲食店など、対象事業者のうち8割を超える事業者の方々が既に認証取得済み、または認証取得の予定となっております。

ます。

なお、認証を取得した飲食店などには、県から支援金10万円が給付をされることになっておりますが、認証を望まない飲食店などに対しましては、改めて感染対策の重要性を個別訪問をしながら説明をし、認証取得に向けた働きかけをしまいたいと、このように考えております。

町では、関係事業者との連携の強化をしながら、活用できる制度はあまねく活用をし、コロナ後を見据え、事業者の事業継続のため、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野館泰喜君） 3番、再質問はありませんか。3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） 大変前向きな答弁と受け止めました。本当にありがとうございました。

町では、今まで飲食店、宿泊業にとらわれずに、様々な業種の方に対しまして支援をしてきました。大変な状況に陥っている事業者さんも、その支援のおかげで何とかしのいでいるという状況だと思っております。県の独自の緊急事態宣言の発令と、あと先日岩泉町でも感染者が1名出ました。そういったことを踏まえて、町内の皆さん、やはり外出を控えたりとか、外食を控えるということがさらに加速しているような状況にあると聞いております。それに対する、大変な状況に陥っているのがさらに厳しい状況になっているという飲食店の方々の声も聞いております。ここに答弁で、町単独での支援策などもこれからしていくという力強い答弁いただきました。何かその具体的な方策とか、そういったことが話されているのであれば教えていただきたいです。よろしく願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それではまず、町内の飲食店の状況につきましてですけども、議員のほうからもお話がありましたように、コロナ禍の中、住民の皆さんがなかなか外で外食等をしていただけないということで、本当に大変な状況だということは伺っておりますし、あと町のほうで行っております県の認証制度を受けるために要した経費について町が補助しているんですけども、その実際お店に行って直に話を聞いてみますと、本当生々しい声が聞こえてまいります。

まず、話があったように、県の宣言が出て、客足が第1弾、第1弾といたしますか、1弾目で落ちまして、さらに町内から感染者が出たということで、さらにお客様が少なくなっていて大変で

あるということは確認しております。ただ、そこでも本当に地元の常連さんといいますか、そういう、数は少ないですけども、一緒にお話をしたりということで、事業者の皆さんも助かっているということを伺っております。

今回県の認証を取ったところへの支援金10万円と町のほうの感染対策に要した費用10万円、この事業2つやっているわけですけども、まさに支援と感染防止がセットになっているということで、一定の効果が出ているものと思っております。先ほど8割を超えるというふうな認証取得見込みということですが、こちらのほうも9割に近づくということで、ちょっとずつではありますがありますが、件数が伸びているという状況となっております。

あとは、今後の経済対策につきましては、国のほうからの、県のほうからのそういった交付金等の状況によりまして、今職員のほうでも知恵を出し合いながら、何とかこの危機を事業者の皆さんと一緒に乗り越えていけるようにということで取り組んでいる状況となっております。

○議長（野館泰喜君） 3番、島山昌典さん。

○3番（島山昌典君） ぜひ厳しい状況にある中の事業者さんに対して、さらなる支援というのは本当に必要だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なかなか感染を予防することと、この経済を回すことというのは、両輪で一緒になって進んでいくことができないような問題だと思っております。国でも、様々なところで議論がされていて、なかなか答えが出ないような状況であります。感染拡大をさせない、今都市部で問題になっていきますけれども、必要な医療を受けられずに、自宅療養などで亡くなってしまった方がニュース等で報じられております。そういった状況をつくらないように感染拡大を防止する、これは非常に大事ですけども、今度はその人流を減らしたことにより、あるいは外出を控える、外食を控えたことによって経済的に逼迫して、お店を畳んでしまうとか、あるいは事業をやめてしまうという、これもやっぱりなくしていくような方策が必要かと思われまます。

国では、何とかモデルとか、何とかということで、独自に対策を展開している自治体とか、そういうこともそれぞれ報道で報じられてもいます。

今岩泉で、県の営業自粛による協力金、最低1日2万5,000円という協力金がお店としては店を閉めたことによって、時短ですか、したことによって得られますけれども、そこまでではなくても何らかの支援というのが岩泉でできないものかと私は考えているのですけれども、そういった新たな支援策というのは何かアイデアがあったら教えていただきたいのですけれども、何かあ

ればお願いします。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、盛岡市の協力金の関係で話が出ましたけれども、こちらについては議員からの質問の中でもあったように、一部、盛岡市内限定の飲食店ということで、地域が限定されたものになっております。このような動きがあったことによって、県内で影響を受けているのは盛岡だけではなくて、ほかの市町村も影響を受けているということで、ご指摘の一部の地域のみ補償については、苦言を呈する首長さんもいらっしゃるということで新聞報道にも出ていますとおりになっております。

あとは、昨日、そして今日の新聞を見てみますと、ワクチンの接種や検査の陰性証明書というのが条件になるようではございますけれども、これまで宣言地域等で行われております行動制限とか、制限の関係がありますが、それを徐々に緩和していくというふうなことを国でも検討し始めていて、今日の国のほうの会議のほうで基本方針が決められるという報道がされております。これについては、コロナと共存しながら経済活動を再生、再開させていく方向ということになるわけですが、このような流れの中、一方では専門家の中には感染が終息していない、見通せない中でそういったことを取るのはどのようなものかというふうなご意見もあると伺っております。

いずれこの実証実験を通じまして、課題を整理していくという国の予定になっているようですので、今後町といたしましては国の動き、県の動きなどについて注視をしていきたいと思っております。

なお、具体的な支援策というのは、先ほど申し上げた今知恵を出している、アイデアを出しているということになりますが、飲食店関係の制限緩和につきましては、対策を取った認証店を対象にお酒の提供や営業時間の制限を緩和というのもありまして、先ほど申し上げた岩手では山梨県で行っている取組山梨モデルというのを参考に展開しておりまして、国のほうでもそれを進めているということで、ちょうどまさにこのような認証を取得していただくのが今の流れに合っているのかなということで、ほっとしているという状況となっております。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） 今のご答弁の中に、ワクチン接種が進んだところというか、受けた方がワクチンパスポートと呼ばれるようなもので何か規制緩和というか、する流れがあると今日の新聞にも載ってました。

集団接種を終えまして、本町での2回接種の方、何%ぐらいになっているか、まずはそれをお願いします。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 本町での新型コロナウイルスワクチンの接種状況ですけれども、ご案内のとおり4月から高齢者の接種始めまして、7月の下旬、そしてあとお盆期間中ですが、このときに一般の方の大規模接種を行いました。皆様本当にコロナウイルスに対する脅威というのを感じていらっしゃるようで、通常のインフルエンザのワクチンであれば70%行くか行かないかなのですが、コロナのワクチンの接種のほうは、現在全対象町民8,216人ですけれども、その中で2回接種を終えた方は83.75%、特にもまだ途中の、最後の8月下旬に行いました集団接種の部分でございますので、その方々は2回目はまだの方いらっしゃいますので、1回目をもう終えた方は89%を超えています。約9割の方が接種のほうを終えているところでございます。

○議長（野館泰喜君） 3番、島山昌典さん。

○3番（島山昌典君） ありがとうございます。約9割の方がまずはワクチンを打っているということで、先ほどの答弁にありました、今日の日報に載っていましたが、国でも11月をめどに人流をちょっと回復させるというか、そういった話がなされておりました。

岩泉町では、県内でも早いほうかと思えますけれども、9割の方がワクチンを接種しているということで、そして先ほども聞きましたけれども、その県の認証制度を取得したお店も9割に達する勢いだということで、2回接種した方が認証店に行ってお店に飲食をするということ、これはなかなか言えないのですけれども、いいのではないかというようなメッセージというか、そういったものをする。というのは、お店の方々の話を聞かしても、何も支援が欲しいわけではない、もちろん支援してほしいのはそのとおりなのですが、町に、あるいは行政におんぶにだっこをしたいわけではない、お店にお客さんが来てくれば、自分たちで何とかやれるのだという声も聞きます。そういった2回接種した方が、ブレークスルー感染の恐怖とかもありますけれども、認証を獲得しているお店に行くのはいいのですよというようなメッセージというのは、なかなか町から出せないようなものなのではないでしょうか。その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） すみません、危機管理監でございます。新型コロナの関係につきまして、一つの災害に捉えまして本職がコロナの事務局ということで、総括して

対応させていただいております。

先ほど議員ご指摘がありました、やはりこの経済あるいは感染予防は大変難しい部分がございます。これにつきましては、全国どこの自治体でも悩んでいる部分があります。そういった中におきまして、ワクチン2回接種した方、あるいは飲食店の認証をいただいた部分の接点をうまく自治体のほうで発信できないかといった部分でございまして、実はこれは当町で県内でも初めて官民連携会議という部分を6月に実施したとき、ある委員さんから、飲みに行くときは4人以下というようなのを町で発信できないのかといった部分のご意見もございました。やはりそういった部分が現実的な町の支援の部分かなと思いますので、そこら辺は検討していかなければならないと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） 非常に答えにくいような質問をしまして恐縮しておりますけれども、おっしゃったように感染予防と経済を回すということは、なかなか一緒に進んでいかないような問題だと私も考えております。だからといって何もしないということは、これはできないわけございまして、その難しい問題に対して、町長をはじめ当局の皆さんと我々議会と、そして町民の皆様にご理解をいただいて、ご協力いただいて初めて進んでいくものかなと思っております。

答弁の最後のほうにありました、「事業者の事業継続のため、できる限りの支援を行ってまいります」という町長の答弁でありました。これは、事業者の皆さん、聞けば本当に心強い、安心できるメッセージかと思えます。本当にそのとおりに進んでいくことを強くお願いをいたしまして、本席からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野館泰喜君） これで3番、畠山昌典さんの質問を終わります。

7番、林崎竟次郎さん、どうぞ。

〔7番 林崎竟次郎君登壇〕

○7番（林崎竟次郎君） 7番、林崎竟次郎でございます。通告に基づき一般質問します。

本町で、関連死を含む死者26人を出した2016年台風10号豪雨災害から5年が経過しました。犠牲になられた方々に改めてお悔やみを申し上げます。

今全国で新型コロナ感染が急拡大し、医療崩壊が起こっています。これは、自然災害では決し

ではありません。政府による1年半のコロナ対応を見ると、科学の無視、国民に説明しない、コロナ対応にまで自己責任の持込みなど、無為無策、同じことの繰り返しです。やるべきことを怠ってきた政治の責任であり、政府による人災であると考えます。

さらに、コロナ原則自宅療養の方針まで出してきました。今家庭内感染が増え続けています。私は、原則自宅療養の方針を撤回し、必要な医療を全ての患者に提供することが必要だと考えます。

町長は、コロナ原則自宅療養の方針をどう考えるか、本町では医療崩壊の心配はないのか伺います。

自宅療養から家庭内感染が増え、子供の感染が拡大しています。このことを受け、小学校・こども園などでの対応に変化はないのか併せて伺います。

続いて、台風10号豪雨災害被災者の国保医療費・介護保険利用料の減免措置について伺います。台風10号豪雨災害から5年が経過しました。台風10号災害からの復旧、復興は、大きなところで小本川、安家川に関連する事業を残しています。

医療費等減免措置対象者とお話すると、「減免してもらい本当に感謝しています。今では、減免のおかげで病院に通院することができ、ありがたかったです。終了したらどうしたらいいのか分からない」、「国民年金だけの生活です。今までどおり通院して薬を処方していただき、服用しないと生きていけない」などと語ります。

コロナ禍の中でも、被災者は精いっぱい生活しています。私は、2022年1月1日以降も減免措置を継続すべきであると考えます。台風10号豪雨災害、復旧、復興の財源確保は、東日本大震災に比べて厳しいです。それでもなお、継続に力を注いでもらいたい。東日本大震災の医療費等の免除は、10年を超えて実施されています。海・沿岸と山・内陸の違いはあっても、同じ大災害です。本町の調和を取って前に進むためにも、必要な施策だと考えます。

繰り返しになりますが、私は減免措置を継続すべきであると主張します。もし、減免を終了するのであれば、対象者の高齢化と生活苦の中で、対象者の心の準備のためにも、集金の1年前にお知らせ、支援が必要な対象者への配慮も検討すべきと考えます。これら3点について、町長の所見を伺います。

以上です。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁をお願いします。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、林崎竟次郎議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、感染者が自宅療養を強いられている状況がありますが、入院が必要な患者が自宅療養となることは、大変ゆゆしき事態であると、このように感じております。これ以上医療が逼迫しないよう、お一人お一人がしっかりと感染対策に取り組むとともに、医療体制のさらなる充実、強化を進めていただき、国民の皆様の生命を守る体制を構築することが大変肝要であると、このように考えております。

このような中、岩手県におきましては、原則自宅療養はさせない方針の継続をすることとしており、病床の確保や宿泊療養施設を追加稼働するなどの対応をさせていただいているところであります。

町といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種の促進をするために、済生会岩泉病院のご協力をいただき、早期に接種体制の確立をし、大規模接種の実施など、スピード感を持って懸命にワクチン接種に取り組んできたところであります。その成果といたしまして、8月末現在での12歳以上の対象町民の接種割合は89.75%となっており、これも若い方々をはじめ、町民の皆様の積極的なワクチン接種へのご理解、ご協力であると、このように考えており、大変感謝をしているところであります。

しかしながら、ブレークスルー感染やウイルスの変異株等の影響も心配をされますので、万が一県内で感染者が増加をした場合、議員ご指摘の医療崩壊につながるおそれもございますので、引き続き県及び関係機関と連携をしながら感染対策の徹底をしてまいりたいと、このように考えております。

また、感染拡大に伴う小学校、こども園の対応についてであります。児童生徒、教職員及び保育士等に発熱等の風邪症状がある場合は自宅待機とするこれまでの対応から、同居の家族まで自宅待機と対象範囲が拡大をされております。今後町内で児童生徒等の感染が判明をした場合は、感染が確認をされた学校、園の臨時休業、臨時休園の措置を行うなど、迅速な対応を行ってまいります。

次に、台風第10号豪雨災害被災者の国保医療費・介護保険利用料の減免措置についてであります。本町における被災をされた皆様の住宅再建はほぼ完了したものと認識をしておりますが、被災をされた皆様が抱える経済的、精神的な不安なども念頭に置き、令和4年1月1日以降の減

免措置につきましては、前向きに検討をしてみたいと、このように考えております。

また、減免措置の終期につきましては、対象者の皆様に個別の通知や町の広報紙などで可能な限り早い時期に周知できるように取り進めてみたいと、このように考えております。

今後におきましても、被災をされた皆様が抱える不安や相談などにつきましては、関係機関等と連携を図りながら、丁寧な対応に努めてみたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（野館泰喜君） 7番、再質問はありませんか。7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 全体として前向きな、そして具体的な答弁ありがとうございます。その中で、新型コロナの関係ですが、学校での感染者が出た場合に、実態に応じて学級、学年全体などに広くPCR検査を行政検査として実施することが効果的であり、よい方法だと考えますが、この点についてどう考えるか答弁をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

学校で発生した場合ですけれども、まずは保健所のほうで接触者ですとか、濃厚接触者の特定をして、それでPCR検査が必要かどうかというのが判断されると思いますので、町のほうで調べてPCRを受けさせるというふうな対応ではないというように考えております。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 分かりました。

それから、台風10号の被災者の国保医療費・介護保険利用料の減免措置の関係ですが、この答弁にあったように、前に向かって一つ一つ進めていってほしいと思います。このことが、質問で申しましたが、岩泉町全体、海と山、そして東日本大震災と台風10号の被災者という関係で見ても、すごく大事な点だと考えます。答弁のとおり、一つ一つ着実に進めていってほしいと考えます。これは、お願いですので、これをしっかり進めることと私は考えますので、以上をもって質問を終わります。

○議長（野館泰喜君） これで7番、林崎竟次郎さんの一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（野館泰喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後 2時23分)

招 集 年 月 日	令 和 3 年 8 月 2 6 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 3 年 9 月 1 0 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 3 年 9 月 1 0 日 午 前 1 0 時 4 0 分				
出席 及び 欠席 議員 出席 1 4 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三田地 泰 正	○
	5	八重樫 龍 介	○	1 3	菊 地 弘 巳	○
	6	三田地 久 志	○	1 4	野 舘 泰 喜	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 3 番	菊 地 弘 已	1 番	千 葉 泰 彦
	2 番	佐 藤 安 美		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	議 事 係 長	村 木 南 美
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規 定により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政策推進課長	佐々木 真
	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 久 人	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	三 上 義 重	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	三 上 訓 一
	上下水道課長	佐 藤 哲 也	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 3 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 3 年 9 月 1 0 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

日 程 第 1 一 般 質 問

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（野館泰喜君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（野館泰喜君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりでございます。

◎一般質問

○議長（野館泰喜君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番、八重樫龍介さん、どうぞ。

[5番 八重樫龍介君登壇]

○5番（八重樫龍介君） 5番、八重樫龍介です。通告に基づきまして、次の事項についてお尋ねします。

最初に、約4か月後に行われます町長選挙への出馬について伺います。9月1日の新聞に、中居町長が町政2期目に挑戦すると報道がされました。中居町長におかれましては、残りの任期をしっかりと執行し、町が目指す「希望の大地に未来の花咲くいわいずみ」づくりに向け、堂々と歩んでくださるよう願います。

1期目の中居町政は、台風災害の復旧、復興、そして現在も感染拡大の終息の兆しすら見えない新型コロナウイルス感染症など、災害との闘いでありました。その中においても、本人が思い描いたまちづくりは十分に果たせたものと思われまます。

中居町長が自ら策定した町総合計画岩泉町未来づくりプランの基本構想は、令和2年度から8年度までであります。責任を持って、この施策の実現に向け取り組まなければなりません。

新型コロナウイルス感染症拡大のさなか、様々な課題が山積しております。町長2期目への出馬に向けた基本姿勢と決意、公約をお聞かせ願います。

次に、雇用・教育機会の減少など、人々の生活に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種により終息に向かうものと期待されていましたが、いまだ終息の兆しすら見えない状況であり、町民は緊張の日々を過ごしています。この状況下においても、町では産業、経済の活性化に向け、施策を講じていかなければなりません。

本町の人口は、昭和35年の2万7,813人をピークに減少の一途をたどり、令和2年は8,000人台まで落ち込み、高齢化率も45%を超えています。

町長は、直面している最重要課題は、少子・高齢化、人口減少・過疎の問題であり、町の将来を見据え、移住・定住対策、関係人口の拡大に取り組むと述べています。そこで、次の事項について伺います。

移住・定住事業促進の取組の一つに空き校舎の活用があります。本町には9棟の空き校舎があり、来年度は2校舎増える予定です。

そして、現在担当課において、廃校等施設利活用事業の検討が行われております。関係者の要望、意見などが直接届き、ニーズがつかみやすい一次産業や観光業と比べ、移住・定住化対策事業、空き家・空き地バンク運営事業、廃校等施設利活用事業は、ニーズが容易につかみにくい側面があると思われま。す。特にも廃校等施設利活用事業では、さきの中学生議会の一般質問でも取り上げられていましたが、全国で様々な用途が出され、活用に向け、競い合うがごとく情報発信が行われております。

空き校舎の活用は、喫緊の課題であり、他の自治体とは可能な限り差別化を図り、実施プランを立案し、具現化に向け積極的に取り組んでいかなければなりません。現在考えられているプランを伺います。

私は、空き校舎の活用の一つとして、和歌山県田辺市の限界集落にある空き校舎の活用方法を調査研究すべきと考えます。ここには、他人から干渉されない生活を望む若者たちが空き校舎をシェアハウスとして活用し、10人以上が移住しています。遊休農地を使用して半自給自足の暮らしをしており、地元の人の指導の下、養蜂業などに従事する人もいます。

本町も、環境は類似しており、遊休農地とセットで募集し、ソバやワサビなどの栽培と販売を奨励し、入居要件も入りやすく、出やすい要件とするなど、他の自治体と差別化を図るべきと考えます。

また、このコロナ禍で、都会から地方移住に関心を示す若者が増加傾向にあります。このよう

な考えを持つ人たちをターゲットにし、情報発信を行い、空き校舎の活用を図るべきと思いますが、町長の考えを伺います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁をお願いします。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 5番、八重樫龍介議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、次期町長選挙への出馬についてのご質問にお答えをいたします。本町に甚大な被害をもたらした平成28年台風第10号豪雨災害は、まさに町史始まって以来とも言える未曾有の大災害でありました。あれから丸5年が経過をいたしました。今思い起こしても当時の悲惨な状況が昨日のように目に浮かんでまいります。

私は、この危機的状況の克服に全力で取り組むため、「台風災害からの復旧・復興の推進」、「防災・減災体制の強化」、「産業・経済の活性化」、「健康、福祉、教育の充実」を町民の皆様にお約束をし、3年7か月、全力で町政運営に取り組んでまいりました。特に最優先の課題である台風災害からの復旧・復興に全精力を注ぎ、町民の皆様の安全・安心な暮らしのための環境の整備に邁進してきたところであります。

現在の復旧・復興状況は、町民の皆様や町議会をはじめ、多くの皆様からご支援を賜り、一步一步着実に進んできたものと、このように実感をしているところであります。

また、防災・減災対策の強化をはじめ、産業の振興、健康、福祉、教育の充実につきましても、具体的な施策を一つ一つ着実に積み重ね、前に進めることができた、このようにも考えているところであります。

しかしながら、昨年来新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延をし、本町におきましても町内外の人の流れがストップする中で、観光や飲食をはじめ、あらゆる産業が大きな影響を受け、今もなお大変厳しい状況が続いております。

このような中、現在は新型コロナウイルス感染症から町民の皆様の命と暮らしを守るための対策と、そしてまた経済支援が喫緊の課題ともなっておりますことから、集中的かつスピード感を持って対応をしているところであります。特にワクチンの接種につきましては、現在対象者の接種率が約9割となり、一定のめどがつく段階まで来たものと、このようにも考えております。

一方、これまでの10年間で振り返ってみますと、あの東日本大震災、そしてまた平成28年の台

風災害、そしてまたその後の相次ぐ台風災害、さらには新型コロナウイルス感染症と、まさに岩泉町は災害との闘いの連続であったわけであります。この間、人口減少や少子・高齢化が加速をし、本町が抱える潜在的かつ構造的な課題が顕著に現れ、過疎化に一層拍車がかかり、町内の情勢も大変厳しいものがあると、このように認識をしているところでありますので、これらの課題を一つ一つ解決するためには、次なる行動を起こす必要があると、このように思っているところであります。

具体的な取組といたしましては、農林水産業や畜産、酪農などの一次産業の生産体制の強化、移住・定住の促進、命を守り、産業経済に寄与する国道455号、340号、そして県道などの道路網の整備の促進、アフターコロナを見据えた龍泉洞やふれあいらんどを核とする交流人口の拡大、介護予防や町民の皆様の健康づくりのさらなる強化、さらには子育てや教育環境の充実などをこれからの重点施策にしっかりと捉えながら、持続的なまちづくりを推進していくことが必要であると、このように考えているところであります。

また、国内外の情勢も変革のときを迎えております。デジタル化やSDGsの推進、さらには2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた環境対策などについても、これから積極的に進めていく必要があると、このようにも考えているところであります。

今岩泉町に求められていることは、町を豊かにするための希望の光が見える政策の実行であります。度重なる災害、人口減少など、負の連鎖による閉塞感の打破をし、全ての町民の皆様に生きがいや充実感を肌で感じてもらえるような施策を町民の皆様と心をつなげて、一步一步前に進めていくことだと、このようにも思っております。

私は、この緑豊かな大自然の可能性と価値を信じ、生かしていくために夢を描き、しっかりとふるさと岩泉の大地を踏み締め、努力をもって土を耕し、工夫をもって種をまき、英知をもって肥料を与えながら、岩泉町未来づくりプランを着実に実行をし、希望の大地から未来の花咲くふるさと岩泉を築くために、来年1月の町長選挙に立候補することの決意をした次第であります。

次に、廃校等の施設の活用についてであります。これまでの検討の中では、様々なアイデアや具体的な活用案もありましたが、運営主体の選定や将来的な財政負担も考慮をし、行政主体の実施・運営以外の方法につきましても幅広く検討を重ねてきたところであります。

その中で、当面の対策といたしましては、広く全国から民間の希望者を募り、民間活力の活用による産業や地域の振興につなげる手法といたしまして、岩泉町廃校舎利活用希望者募集要項の

制定をし、来月から町内外に広く情報の発信をしてみたいと、このように考えております。
対象施設につきましては、旧国見小学校など廃校舎6施設の予定をしているところであります。

また、旧小川小学校につきましては、歴史民俗資料館をメインにしながら、地域コミュニティー機能も備えた施設整備として構想をまとめましたので、議会全員協議会におきましてその方向性のご説明をしてみたいと、このように考えております。

なお、議員ご案内の和歌山県田辺市のシェアハウスにつきましても、移住・定住や交流人口の拡大、廃校舎利活用の事例として報道をされ、注目を浴びている点は、本町が目指す施策にも大いに参考になると、このように考えておりますので、今後調査研究をしてみたいと、このように思っております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野館泰喜君） 5番、再質問はありませんか。5番、八重樫龍介さん、どうぞ。

○5番（八重樫龍介君） ありがとうございます。2期目への出馬を表明されたということで、すばらしいことだとは思っておりますが、ここで2期目に向けて様々な施策を思い描きまして、コロナ禍で大変な課題が山積しているとは思いますが、この出馬を決意された最大の要因は何だったかをお伺いいたします。

○議長（野館泰喜君） 中居町長。

○町長（中居健一君） 先ほども答弁で申し上げましたが、この10年間で岩泉町が大変困難な道のりを歩いてきたわけでありまして。非常に今町民の中にも、閉塞感も漂っているわけでありまして、私はこの10年間のいろんな災害の中で感じていることがやはり町民の皆様とともに、まずこの荒れた荒地を耕す、そしてその上に種をまき、そして次の時代の皆様のために我々に課せられたこの大きい課題は、しっかりとこれの整備をしながら、次の時代に生きる皆さんに対して安定的な環境を引き継いでいきたい、そんな強い思いでありますので、何とかご理解を賜りたいと、このように思っております。

○議長（野館泰喜君） 5番、八重樫龍介さん。

○5番（八重樫龍介君） ありがとうございます。

それでは、続きまして廃校舎の利活用についてお伺いいたします。この廃校舎の利活用に関しましては、募集するに当たりましてこの管理体制が非常に大事だと思っております。

先月、総務常任委員会では、大平小中学校を視察してまいりましたが、外観は非常に使えそう

ではあるのですが、校内に入りましたらカビの臭い、異臭でとても大変な状況でした。そこで、今廃校になっているこの校舎の管理はどのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

現在の廃校舎の管理状況でございますけれども、教育委員会事務局に環境整備作業員、会計年度任用職員がおりまして、その者が管理をしている状況でございます。全部の学校、校数も多いものですから、管理手が行き届かないという面もありますが、夏場はやはり草刈り等の環境整備のほうにちょっと時間を取られておりまして、中の管理がなかなかできていないという状況ですが、回ったときにはまず行って窓を開けて、換気をして空気の入替えするということから始まりまして、あとは校内の、校庭の草刈り等をしているという状況で、冬場に草が生えないような時期になりましたらば、内部の整備、掃除等も行っているという状況でございます。

○議長（野館泰喜君） 5番、八重樫龍介さん。

○5番（八重樫龍介君） ぜひ募集して、公募が決まったときに、中を見たら「何だこれは」ということにならないように管理をお願いいたします。

そこで、もう一つ、その管理の一つに、昨年の3月議会でも質問しました、特別委員会で。備品が廃校舎の中に結構あります、ピアノ、椅子、テーブル、筆記用具等々。過日、山田町ではメルカリと連携しまして、この処分を行う、処分といたしますか、利活用、活用を行うようですが、本町においてはそのような計画はないのか、またその備品をどうされるのかお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

確かに統合になりました校舎は、そのままもう人がいなくなって、物がそのままという状況でございます。この教材、それから備品等の管理につきましては、処分も含めてですけれども、実行していかなければならない課題だというふうなのは、教育委員会事務局の中でも共有しているところでございます。

議員からお話のありました山田町の閉校備品をメルカリに出品して、処分していくと、換価していくというふうなことも、こちらでも情報としてはつかんでおります。また、これまでも町では、税のほうの差押えのときに、ヤフーの官公庁オークションというもので処分したというふうにも認識しております。現在はそのヤフーのサービスは終わっておりまして、K S I官公庁オー

クシオンというふうな形で実行されておるようでございます。県内でも、盛岡市ですとか、雫石町ですとか、そのオークションを使って、例えば雫石町ですと、町有の古くなったバスの公売等をしているというふうにも聞いておりますので、このようなオークション等の活用も考えながら、教材も含めた備品についての処分、まずは使えるものと使えないものの選別等も必要だと思っておりますので、そこから手をつけまして、使えそうなものでお金に換えられるようなものがあれば、このようなオークション等の活用も考えていきたいなと思っております。

○議長（野館泰喜君） 5番、八重樫龍介さん。

○5番（八重樫龍介君） 提案ですけれども、去年旧小川小かな、を見たら、相当個人で使えるようなテーブルとか椅子がありました。ですので、地元でまずフリーマーケットとか、そういうので活用してもらって、ピアノとか、たしかプラズマテレビの大きいのもありました。ああいうなかなか個人では購入できないようなのをインターネットでとかやってみて、取りあえずは進めていかなければ、せっかく企業が来たいと思っても、中にあれだけ物があると大変だと思いますので、これは要望でございます。

本題のほうですが、この利活用のほうですが、旧二升石小学校、森の学校ということで、9月26日に事業が行われるようです。これ町民アイデア実践支援事業の補助を使うようですが、こうして補助を使う、町で出すことによって有効活用がされると、この辺の考えをもっと広げていく考えはないのかお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回取り組みます町民アイデアの部分でございますが、民間の方がそういうアイデアでもって今廃校舎になっているのを使っていただくということでございます。こういったアイデアは、どんどん活用していきたいということで思っておりまして、一方その募集をかけながら、廃校舎の活用という部分は並行して進めてはまいります。ぜひ地域の方であったり、活用したいという意見があれば、それはいろいろご相談をしながら、進めていけるものは取り組んでいきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（野館泰喜君） 5番、八重樫龍介さん。

○5番（八重樫龍介君） この情報発信、補助だけでは、一般質問でも、通告のほうでもしてはいますが、ほかの自治体でもどうにか活用してほしいということで取り組んでおります。そこで、や

はり出向いて、トップセールスですか、出向いてセールスをする、例えばあとはアライさんの関係企業のところに出向いて、使い勝手がいいですよということをすべきだと思いますが、その考えはありますか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今議員からございました。議員からご案内のありました、ご紹介のあった案件につきましても、これもNPOが主体となって運営しているというふうに承知しておりました。我々も、NPOであったり、あとは企業であったり、こういった民間の資金であるとか、民間の活力、民間のノウハウ、こういったものを活用しながらやっていきたいと。それについては、やはりそういった企業に出向くとか、動き回って営業をかけるとか、こういったのも必要になってまいります。あと、ホームページであるとか、SNSを活用するとか、様々な方法がございますが、このコロナ禍でなかなか身動きが取れないという状況もございますけれども、今後そういったところでは動いて、活動をしてまいりたいというふうに考えます。

○議長（野館泰喜君） 5番、八重樫龍介さん。

○5番（八重樫龍介君） 今日、この後午後から、またこの利活用についての説明があると思いますので、そちらのほうで詳細というか、細かい部分については質問したいと思います。

以上で終わります。

○議長（野館泰喜君） これで5番、八重樫龍介さんの質問を終わります。

9番、早川ケン子さん。

〔9番 早川ケン子君登壇〕

○9番（早川ケン子君） 9番、早川ケン子でございます。通告に基づきまして、高齢者の諸問題に関係する一般質問を行います。

4月25日投票の町議会議員選挙で、町民の皆様の負託をいただくことができました。この選挙並びに後援会活動を通じて、久しぶりに町内各地を巡りました。その中で、80歳以上のお年寄りの多いこと、そしてその元気な姿に触れ合えたことが私自身にやる気を与えていただきました。この姿を見て、町議会最高齢者である私の4年間の仕事は、この年代の声を町政に反映させることにあると決意しました。ささいなことかもしれませんが、この岩泉に住んでよかったという実感を一人でも多くの皆様に感じてもらえるように努めていきたいと思っております。

そこで、まず感じたことは、交通体系、いわゆる足の問題です。頭を振り乱したまま畑の草取

りに没頭するおばあさん、「今月初めてのお客さんだよ」とこたつから笑ってくれるおばあさん、「今度薬をもらいに行かなきゃいけないけど、大変だ」と話すおばあさん、これらの場面に遭遇し、気軽に安価な交通システムができないものかと思いました。時には、美容院に行って髪を整えただけでも心が豊かになるものです。家にいるばかりでなく、たまに出かけることも、また心の充足に必要なことです。そういう小さな積み重ねが健康や生きがいにつながっていくと思います。

現在の本町の交通体系は、JRバスや町民バス、タクシーということになるとと思いますが、超高齢化社会であるので、独自の交通手段を取り入れていただけないでしょうか。デマンド交通よりもっと気軽な形で、各地に民生委員ならぬ運転委員を委嘱して利用してもらえるようなシステムはできませんか。

長年小川地区で勤務いただいた新井医師が先月末で勇退されました。新井医師には、大変感謝申し上げます。私どもは、診療所がなくなることで、とても心細さを感じております。今まで診療所で診てもらっていた方も、急に診察が必要となった場合には、小川地区以外へ受診しなければなりません。もちろん多くの問題があることは承知しております。でも、町民に寄り添って考えれば、ぜひ何とかできないものかと思います。町長のお考えを伺います。

次に、認知症対応について伺います。先日、独居のおばあさん2人に会いました。2人とも、お話ししているうちに認知症ではないかと思いました。周りから事情を聞いてみると、親戚の方が毎日食事の支援をしている状態でした。また、おむつを外して周りを汚していることが頻繁にあるということでした。このような方は、町内全域にはほかにも少なからずいらっしゃると思います。親戚の方々の負担が大きく、いつ限界が来るとも限りません。各地区でのお年寄りの見守り活動の状況をお示してください。ケアマネジャー、ヘルパー職員は充足していますか。また、今後の見通しをお示してください。

問題として、希望しても空きがないという施設の不足が考えられます。また、費用の問題もあります。施設に空きがあったとしても、毎月10万円以上の負担は簡単ではありません。ちょうど子育て真っ最中の息子さんたちが田舎で独り暮らしの親を気にしながら、どうしようもない状況は、行政が手を差し伸べなければならないと思います。

私が出会ったお二人は、待ったなしの状況にあります。できるだけ前向きな、希望の持てる答弁を期待して、本席からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野館泰喜君） 中居町長、答弁をお願いします。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 9番、早川ケン子議員のご質問にお答えをいたします。

高齢化の中で、私も今質問を聞いておりましたが、大変重い課題であるなど、そんな思いであります。

まず、高齢者のための交通体系についてであります。議員ご指摘のとおり、高齢者にとりまして公共交通は、買物や通院、娯楽など、社会とのつながりを保つため大変重要な移動手段であり、町の人口の45%以上が65歳以上という超高齢化の中においては、必要不可欠なものであると、このように認識をしております。

現在その対策の一つといたしまして、今議会に安家地区のデマンドタクシー実証実験の予算のご提案をさせていただいているところであります。生活交通の確保は、現在多くの自治体が抱える共通の課題であります。全国各地で様々な取組が行われており、本町でも実施をしておりますデマンド交通をはじめ、タクシーの利用への助成、ボランティア運転手による地域カーシェアリング、自治体主体でのライドシェア、いわゆる自家用車の相乗りなどがあります。

ただ、それぞれの手法には、利点や課題もあり、また道路運送車両法などによる条件もありますことから、議員からのご提言も含め、本町に適した交通体系につきまして、地域の皆様とも連携をしながら、時には協力もお願いを申し上げながら、何とか一つ一つ解決をしまいたいと、このように考えております。

次に、認知症対応に関連した各地区の見守り活動の状況についてであります。本町では職員の見守り、介護事業所におけるケアマネジャーや介護ヘルパーによる訪問、地域振興協議会での活動、加えて老人クラブの皆様による見守り活動、固定電話または携帯電話を使用した緊急通報装置による見守りなど、多様な方法により現在対応をしているところであります。

また、自治会活動等を通じた見守り、民生委員や町社会福祉協議会各支部の皆様との連携、町社会福祉協議会の活動などを通じた見守りも行われているところであります。あわせて、いわて生活協同組合様や日本郵便株式会社様と協定の締結をさせていただき、配達業務中などに何らかの異変を察知した場合、情報の提供をしていただくこととしております。

次に、ケアマネジャーやヘルパー職員の充足についてであります。共に職員が不足をしている状況が続いております。各事業所において、継続をして募集も行っていると、このようにも伺

っているところであります。

今後の見通しであります。全国的に介護事業者の確保は難しい状況にありますが、人材確保は喫緊の課題でもありますので、町といたしましても引き続き積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

介護施設が不足とご指摘であります。町内の施設につきましては、これまで計画的に整備をしてきたところではあります。今後の施設整備は参入する事業者の方々、建設に係る費用や財源、人材の確保の問題等もあり、大変恐縮ではあります。現時点においては非常に厳しい状況でもありますので、ご理解を賜りたいと、このように思っております。

また、費用の負担につきましては、一定の条件はありますが、介護保険制度上の減免措置に加え、グループホームの入居者に対する家賃等軽減助成事業や社会福祉法人利用者負担軽減事業など、低所得者などに対する負担軽減は実施しておりますので、この点につきましてもご理解を賜りますようお願いを申し上げます。このように思います。

以上で答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野館泰喜君） 9番、再質問はありませんか。

○9番（早川ケン子君） 大変ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（野館泰喜君） これで9番、早川ケン子さんの質問を終わります。

これで一般質問の一切を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（野館泰喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午前10時40分)

令和 3 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 号)

招 集 年 月 日	令 和 3 年 8 月 2 6 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 3 年 9 月 1 3 日 午 後 3 時 4 0 分				
	散 会	令 和 3 年 9 月 1 3 日 午 後 3 時 4 8 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 4 人 欠 席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケ ン 子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三 田 地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	八 重 樫 龍 介	○	1 3	菊 地 弘 巳	○
	6	三 田 地 久 志	○	1 4	野 舘 泰 喜	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 3 番	菊 地 弘 已	1 番	千 葉 泰 彦
	2 番	佐 藤 安 美		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	議 事 係 長	村 木 南 美
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職・氏 名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政策推進課長	佐々木 真
	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 久 人	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	三 上 義 重	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	三 上 訓 一
	上下水道課長	佐 藤 哲 也	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和3年第3回岩泉町議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年9月13日(月曜日)午後3時40分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第10号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第2 議案第1号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する
条例について (条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第3 議案第2号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第4 議案第3号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算(第5号)
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第5 議案第4号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第6 議案第5号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号)
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第7 議案第6号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第1号)
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第8 議案第7号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算(第1号)
(条例補正予算等審査特別委員長報告)

散会の宣告

◎開議の宣告

○議長（野館泰喜君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 3時40分）

◎議事日程の報告

○議長（野館泰喜君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第10号及び議案第1号～議案第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第10号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについてから日程第8、議案第7号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）までの8件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算等審査特別委員長、畠山和英さん、どうぞ。

〔条例補正予算等審査特別委員長 畠山和英君登壇〕

○条例補正予算等審査特別委員長（畠山和英君） 令和3年9月13日、岩泉町議会議長、野館泰喜殿。条例補正予算等審査特別委員長、畠山和英。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第10号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第1号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第2号 岩泉町診療所設置条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第3号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）、原案可決。

議案第4号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第5号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第6号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第7号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上でございます。

○議長（野館泰喜君） ただいまの条例補正予算等審査特別委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（野館泰喜君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後 3時48分)

令和3年第3回岩泉町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令 和 3 年 8 月 2 6 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 3 年 9 月 1 7 日 午 後 4 時 2 5 分				
	閉 会	令 和 3 年 9 月 1 7 日 午 後 5 時 0 3 分				
出席及び欠席議員 出席 14人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	八重樫 龍 介	○	13	菊 地 弘 巳	○
	6	三田地 久 志	○	14	野 舘 泰 喜	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 3 番	菊 地 弘 已	1 番	千 葉 泰 彦
	2 番	佐 藤 安 美		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	議 事 係 長	村 木 南 美
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職・氏 名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政策推進課長	佐々木 真
	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 久 人	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	三 上 義 重	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	三 上 訓 一
	上下水道課長	佐 藤 哲 也	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和3年第3回岩泉町議会定例会

議事日程(第4号)

令和3年9月17日(金曜日)午後4時25分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第1 認定第1号 令和2年度岩泉町一般会計歳入歳出決算 (決算審査特別委員長報告)
- 日程第2 認定第2号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第3 認定第3号 令和2年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第4 認定第4号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第5 認定第5号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第6 認定第6号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第7 認定第7号 令和2年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第8 認定第8号 令和2年度岩泉町水道事業会計決算 (決算審査特別委員長報告)
- 日程第9 請願第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願 (総務常任委員長報告)
- 日程第10 議案第11号 学校林造成特別基本財産の処分に関し議決を求めることについて
- 日程第11 発議案第5号 岩泉町議会会議規則の一部を改正する規則について
(合砂丈司議員外5名提出)
- 日程第12 発議案第6号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを求める意見書(案)の提出について
(八重樫龍介議員外6名提出)

日程第13 発議案第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出について （千葉泰彦議員外6名提出）

日程第14 発議案第8号 家畜診療に関する獣医師偏在の解消及び獣医療過疎地域における獣医療提供体制の整備を求める意見書（案）の提出について
(三田地久志議員外5名提出)

閉会の宣告

◎開議の宣告

○議長（野館泰喜君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

(午後 4時25分)

◎議事日程の報告

○議長（野館泰喜君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎認定第1号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 議事日程に入ります。

日程第1、認定第1号 令和2年度岩泉町一般会計歳入歳出決算から日程第8、認定第8号 令和2年度岩泉町水道事業会計決算までの8件を一括議題とします。

本決算について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、三田地泰正さん。

[決算審査特別委員長 三田地泰正君登壇]

○決算審査特別委員長（三田地泰正君） 令和3年9月17日、岩泉町議会議長、野館泰喜殿。決算審査特別委員長、三田地泰正。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

認定第1号 令和2年度岩泉町一般会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第2号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第3号 令和2年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第4号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第5号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第6号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第7号 令和2年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第8号 令和2年度岩泉町水道事業会計決算、原案認定。

以上でございます。

○議長（野館泰喜君） ただいまの決算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから認定第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号については原案のとおり認定することに決定しました。

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第9、請願第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、八重樫龍介さん、どうぞ。

〔総務常任委員長 八重樫龍介君登壇〕

○総務常任委員長（八重樫龍介君） 令和3年9月17日、岩泉町議会議長、野館泰喜殿。総務常任委員長、八重樫龍介。

請願審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記。事件の番号、請願第2号。

件名、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願。

審査の結果、採択すべきものと決定。

以上です。

○議長（野館泰喜君） ただいまの総務常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから請願第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択と決定しました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第10、議案第11号 学校林造成特別基本財産の処分に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第11号 学校林造成特別基本財産の処分に関し議決を求めることについて。

次のとおり学校林造成特別基本財産を処分するため、地方自治法第96条第2項及び学校林の造成に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求める。

1、処分する財産。財産の所在地、岩泉町上有芸字運名根27番21。種別、立木。細目、アカマツ、カラマツ、スギ、雑木。樹齢、67年から68年。立木本数、727本。面積、0.58ヘクタール。

2、処分の方法。売払い。

令和3年9月17日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町立有芸小学校の学校林について、学校から処分の申し出があったことから、学校林造成特別基本財産を処分しようとするものである。

次のページを御覧願います。参考資料として、学校林の位置図をおつけしております。県道を栃の木方面に向かいまして、有芸小学校の向かい側となります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第11号について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） この処分であります、そうしますと学校側で進めるのかとは思いますが、これはいつ頃どういう方法で売払いをするような予定になっていますか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

この議案が議決となりましたらば、入札の準備を進めまして、入札で売払いをしたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） そうしますと、今度売り払ってからは、この条例に基づきますと、教育委員会が予算でこの学校のために使用するということでしたでしょうか。それについてお願いしま

す。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

まず、売払いをいたしますと、町の歳入に入るとのことでございます。その入った金銭につきましては、条例に基づきまして学校林を経営した学校の施設の充実を図るため、必要がある場合に予算に定めるところによって処分することですので、予算に例えば必要な備品、それから修繕等必要な場合は予算を措置して執行するという形でございます。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） そうしますと、学校のほうとか、地元のほうとの希望とか、そういうのはありますでしょうか。ここで言われないのだからどうか分かりませんが、お尋ねします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） 備品等の希望ということではよろしいでしょうか。現在のところ、特に希望ということがあつての処分ということではございません。今回の処分につきましては、地元の方からも要望がありまして、といいますのが県道に面しているところでして、冬期間の支障になって道路の状況が悪くなるというふうな希望もございましたし、あとは樹齢等も勘案いたしまして今回処分に至ったということでございます。

○議長（野館泰喜君） 2番、佐藤安美さん。

○2番（佐藤安美君） 関連でございますけれども、今の説明であれば、県道の近くと言いましたけれども、この面積を見ますと0.58ヘクタールと非常に少なく感じますけれども、これは学校林として植えた木が全面積かをお伺いいたします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

有芸の学校につきましては、学校林が2か所ございまして、今回はそのうちの1か所の処分ということでございます。

○議長（野館泰喜君） 全部かどうかという質問であります。再度お願いします。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

今回の箇所は、この0.58ヘクタールで全てということでございます。

○議長（野館泰喜君） 12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） 町内でも学校林の処分が何校かなされたときを思い出したのですが、この学校林の処分については、何かしら処分する場合の決め事というか、これこれによって、例えば閉校のための資金にするとか、あるいは学校が特別大きな備品を配備する、そういう目的があって処分するのが一般的なことのように理解しているのですが、今回の場合は、何か今の説明だと売ってから何か考えるというような、そういうことでちょっと順番が違うのではないかと思ったので、質問したのですが、何かこの処分する場合に、当初この造林する場合に何か規約というか、こういう場合には処分するというような文言があるのかないのかお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

伐採の計画、当時の計画というのがございまして、その当時の計画では学校の増改築資材、そのほか設備資金等に充当するということになっております。

○議長（野館泰喜君） 12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） だから、今回のこの議案が出てきたときに、これを売って、そしてこれこれのものに使うという目的がなければ何か違うのではないかというような、一方では今のようにならぬ道路の事情もあるので、その点を考えればやむを得ないわけですが、いずれにしてもやはり売ってから何か設備をするのではなくして、あらかじめ議会にかける場合は、これを売ってこのための目的に使うのですよというようなことを示してもらえば、私は非常に理解がしやすかったなと思っているのですが、この点についてももう一度答弁をお願いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

確かにそれぞれの目的、この学校林の条例でも、学校の施設の充実を図るためという目的がございまして、ご指摘の部分も当たるのかなと思います。いずれ今回は、数年来地域の方からの要望等もございまして、冬場に向けてまず伐採を完了したいということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第11、発議案第5号 岩泉町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

11番、合砂丈司さん、どうぞ。

〔11番 合砂丈司君登壇〕

○11番（合砂丈司君） 発議案第5号、令和3年9月17日、岩泉町議会議長、野館泰喜殿。提出者、岩泉町議会議員、合砂丈司。賛成者、岩泉町議会議員、林崎寛次郎、同じく三田地久志、同じく八重樫龍介、同じく畠山昌典、同じく畠山和英。

岩泉町議会会議規則の一部を改正する規則について。

岩泉町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり設けるため、地方自治法第112条及び岩泉町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提案理由。議員活動と家庭生活との両立支援のために、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母子保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するもの。

また、請願者の利便性の向上を図るため、この規則を制定しようとするものである。

それでは、3枚目の参考資料、新旧対照表の改正後を御覧ください。第2条、欠席の届出の第1項で欠席の事由をより具体的なものに整備しております。

第2項では、出産に係る欠席について、母子保護の観点から産前、産後の欠席期間を規定しております。

また、第88条、請願書の記載事項等では、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し

し、署名または記名押印に改めるものであります。

最後に、1枚戻っていただきまして、別紙改正文を御覧ください。附則として、施行日は公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（野館泰喜君） 提案者の説明が終わりました。

これから発議案第5号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

発議案第5号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから発議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第12、発議案第6号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

5番、八重樫龍介さん、どうぞ。

〔5番 八重樫龍介君登壇〕

○5番（八重樫龍介君） 発議案第6号、令和3年9月17日、岩泉町議会議長、野館泰喜殿。提出者、岩泉町議会議員、八重樫龍介。賛成者、岩泉町議会議員、千葉泰彦、同じく三田地泰正、同じく合砂丈司、同じく早川ケン子、同じく坂本昇、同じく畠山昌典。

義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを求める意見書（案）の提出について。

標記について、別紙のとおり岩泉町議会会議規則第13条の規定により提出します。

別紙を御覧ください。義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを求める意見書（案）。

意見書の要旨は次のとおりです。学校現場では、山積する課題により、教材研究や授業準備時間を十分に確保することが困難な状況となっています。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度の負担率は、小泉政権下で2分の1から3分の1に引き下げられましたが、国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子供たちがどこに住んでいても一定水準の教育が受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。教職員の長時間労働是正に向けた計画的な教職員定数改善のため、2022年度政府予算編成においても義務教育費国庫負担制度の負担割合の引上げが実現されるよう要望するものです。

提出先は次のページに記載しております。後ほどご確認ください。

以上で終わります。

○議長（野館泰喜君） 提案者の説明が終わりました。

これから発議案第6号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

発議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから発議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第13、発議案第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

1 番、千葉泰彦さん、どうぞ。

〔1 番 千葉泰彦君登壇〕

○1 番（千葉泰彦君） 発議案第 7 号、令和 3 年 9 月 17 日、岩泉町議会議長、野館泰喜殿。提出者、岩泉町議会議員、千葉泰彦。賛成者、岩泉町議会議員、三田地泰正、同じく合砂丈司、同じく早川ケン子、同じく坂本昇、同じく畠山昌典、同じく八重樫龍介。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出について。

標記について、別紙のとおり岩泉町議会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

別紙を御覧ください。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

意見書の趣旨は次のとおりです。新型コロナウイルス感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いております。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財政不足が避けられない厳しい状況に直面しています。地方自治体においては、財政需要の増大が見込まれる社会保障などへの対応に迫られており、地方税財源の充実が不可欠であります。このことから、国に対して令和 4 年度、地方財政対策及び地方税制改正について強く要望するものです。

要望事項は、記載の 5 項目です。

提出先は、次ページに記載しております。

以上で終わります。

○議長（野館泰喜君） 提案者の説明が終わりました。

これから発議案第 7 号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

発議案第 7 号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから発議案第 7 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第14、発議案第8号 家畜診療に関する獣医師偏在の解消及び獣医療過疎地域における獣医療提供体制の整備を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

6番、三田地久志さんどうぞ。

〔6番 三田地久志君登壇〕

○6番（三田地久志君） 発議案第8号、令和3年9月17日、岩泉町議会議長、野館泰喜殿。提出者、岩泉町議会議員、三田地久志。賛成者、岩泉町議会議員、畠山和英、同じく菊地弘巳、同じく三田地和彦、同じく林崎寛次郎、同じく佐藤安美。

家畜診療に関する獣医師偏在の解消及び獣医療過疎地域における獣医療提供体制の整備を求める意見書（案）の提出について。

標記について、別紙のとおり岩泉町議会議規則第13条の規定により提出します。

別紙を御覧ください。家畜診療に関する獣医師偏在の解消及び獣医療過疎地域における獣医療提供体制の整備を求める意見書（案）。

意見書の要旨は次のとおりです。岩泉町は、岩手県農業共済組合家畜診療所の活動が地域獣医療の中心であり、開業獣医師が少ないことから、獣医療過疎地域と捉えることができる。このような中、家畜共済制度改正に伴って、家畜診療勘定は独立採算が求められるという大きな要因があり、宮古家畜診療所下閉伊北部出張所の診療が令和3年1月18日から休止となっている。岩泉町の第一次産業の畜産、酪農振興を推進するに当たり、獣医療体制整備は重要な課題である。畜産県岩手県にあっては、畜産農家の持続的な生産と規模拡大が可能となるよう、家畜診療に関する獣医師偏在の解消及び獣医療過疎地域解消に向けた体制の整備を求める。本町畜産、酪農のさらなる発展を目的に、速やかな実行を強く要望する。

下記については割愛させていただきます。

提出先は、岩手県知事、達増拓也様。

以上で終わります。

○議長（野館泰喜君） 提案者の説明が終わりました。

これから発議案第8号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

発議案第8号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから発議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第8号は原案のとおり可決されました。

おって、発議案第6号から第8号までの意見書は本職から関係機関に対し提出します。

ただいま議決された意見書については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（野館泰喜君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回岩泉町議会定例会を閉会します。

(午後 5時03分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

野 館 泰 喜

署名議員

菊 地 弘 巳

署名議員

千 葉 泰 彦

署名議員

佐 藤 安 美
